あまたの可能性がさきを拓く
自分をつくり互いを認める教育

令和８年度
教育委員会事務点検・評価報告書

（令和７年度事業・取組）

令和８年８月

尼崎市教育委員会

（このページは白紙です）

目次

Ⅰ　概要 4

1　点検及び評価の趣旨 4

2　第２次尼崎市教育振興基本計画について 4

3　点検及び評価の方法 6

4　教育委員会の構成 7

Ⅱ　教育委員会の活動状況 8

1　教育委員会会議 8

2　教育委員協議会 13

3　尼崎市総合教育会議 14

Ⅲ　尼崎市教育振興基本計画に掲げる施策(事業)の執行状況 15

1　学ぶ力と健やかな体の育成 17

2　多様性と包摂性のある教育の推進 27

3　豊かな心の育成、いじめ防止 32

4　教育環境の整備 37

5　教員の育成・勤務環境の整備 42

6　学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実 46

7　市民の多様な学びと活動を支える機会の充実 49

その他　適法・適正な行政運営の実現 57

Ⅳ　総評 63

Ⅰ　概要

1　点検及び評価の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条」に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、令和 7 年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況を点検・評価した結果を報告するものです。

また、尼崎市教育委員会では、令和 7 年度から令和 11 年度までを計画期間とする、第 2 次尼崎市教育振興基本計画を策定しており、計画を着実に推進していくため、PDCA サイクル（PLAN:計画－DO:実施－CHECK:評価－ACTION:改善）の考え方に基づき、計画の進行管理を行います。事務点検・評価は、この進行管理を兼ねており、その結果を次年度以降の施策の推進や改善に反映することで、より着実に計画を進行させることを目的としています。

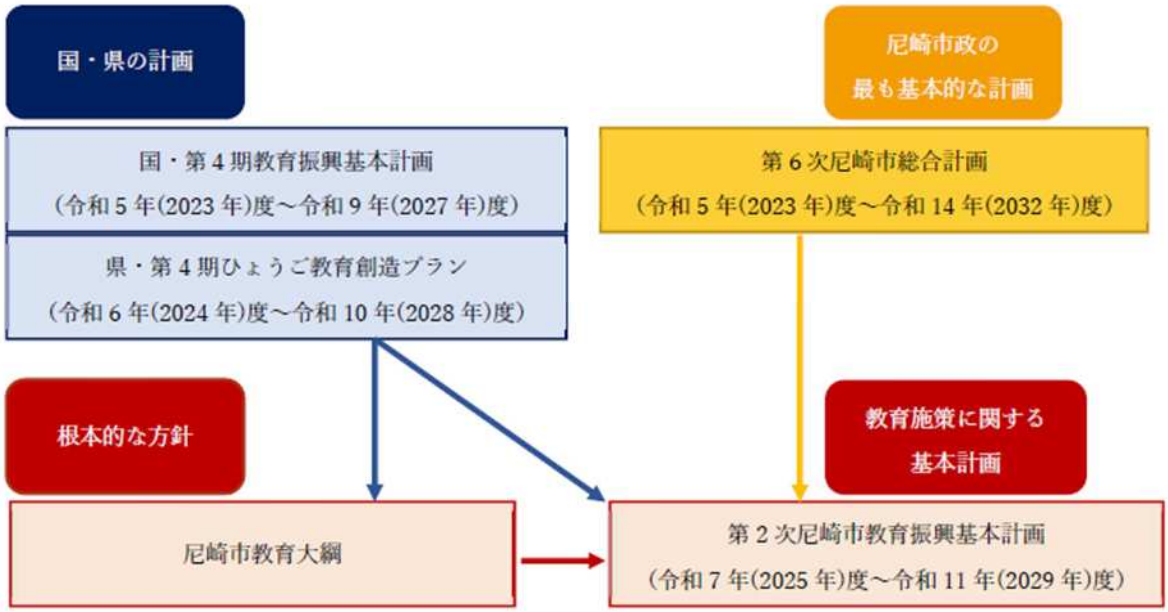
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2　第 2 次尼崎市教育振興基本計画について

【計画の位置づけ】



【計画の構成】


各論１
学ぶ力と健やかな
体の育成
各論２
多様性と包摂性の
ある教育の推進
各論３
豊かな心の育成、
いじめ防止
各論４
教育環境の整備
各論5
教員の育成・
勤務環境の整備
各論6
学校園・家庭・
地域社会一体と
なった教育の充実
各論7
市民の多様な学びと
活動を支える
機会の充実
あまたの可能性がさきを拓く
自分をつくり互いを認める教育

3　点検及び評価の方法

今回の点検及び評価は、尼崎市教育振興基本計画の７つの各論に添って施策・事業を分類し、それぞれの施策・事業について尼崎市教育振興審議会で点検・評価を行いました。

なお、総評の内容については、P63【Ⅳ総評】に掲載しています。

尼崎市教育振興審議会委員名簿　　令和８年７月１日時点

（敬称略、五十音順）

氏名	肩書	種別
いしばし　ゆきこ 石 橋　由紀子	兵庫教育大学大学院 学校教育学研究科 准教授	学識経験者
かわかみ　やすひこ 川 上　泰 彦	兵庫教育大学大学院 学校教育研究科学校経営コース 教授	
せりざわ　たけし 芹 澤　剛	園田学園大学　名誉教授 関西学院大学 文学部 非常勤講師	
たなか　よしひろ 田中　善 大	近畿大学 教職教育部 准教授	
ほった　ひろし 堀田　博史	園田学園大学 こども学部 こども学科　教授	
かたおか　かずき 片 岡　一樹	特定非営利活動法人 プレーンヒューマニティー	教育委員会が適当と認める者
きたじ　たかこ 北地　隆子	公募市民委員	
ときみず　けんいちろう 時 水　健 一 郎	公募市民委員	
もりた　このみ 森田　好美	公募市民若者委員	

4　教育委員会の構成

教育委員会は、政治的中立性を維持しつつ、安定性・継続性を確保して教育行政を管理・執行するため、首長から独立した合議体の執行機関として設置されています。

尼崎市教育委員会は、市長が議会の同意を得て任命した教育長及び４人の委員で組織されています。

＜尼崎市教育委員会（令和８年４月１日現在）＞



森山 教育長



徳山 委員
（教育長職務代理者）



太田垣 委員



片谷 委員



庭山 委員

役職名	氏　名	職業など	任　期
教育長	森山　太嗣	－	令和７年４月１日～令和 10 年３月 31 日
委　員	徳山　育弘	弁　護　士	令和５年４月１日～令和　９年３月 31 日
委　員	太田垣　亘世	宮　　司	令和６年４月１日～令和 10 年３月 31 日
委　員	片　谷　　勉	会社役員	令和７年４月１日～令和 11 年３月 31 日
委　員	庭山　和貴	准　教　授	令和８年４月１日～令和 12 年３月 31 日

Ⅱ　教育委員会の活動状況

1　教育委員会会議

教育委員会定例会は、原則として毎月第 4 月曜日に開催し、臨時会を必要に応じて開催しています。

【教育委員会会議について】
（令和 7 年度開催分）　12 回、臨時会 9 回

4 月　14 日（臨時会）

協議・報告	教育長職務代理者の指名について
議案第２７号	物件の買入れについて※

4 月　28 日（定例会）

議案第２８号	職員の人事について※
協議・報告	尼崎市文化財保存活用地域計画（素案）に対する市民意見公募手続の実施について
協議・報告	尼崎市学校運営協議会委員の解任又は解嘱及び任命又は委嘱について※

5 月　15 日（臨時会）

議案第２９号	職員の人事について※
議案第３０号	職員の人事について※

5 月　30 日（定例会）

議案第３１号	尼崎市教育委員会職員の被服の貸与に関する規則の一部を改正する規則について
議案第３２号	職員の人事について※
議案第３３号	令和８年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択に関する基本方針について
協議・報告	学校運営等に関する意見書への回答について
協議・報告	尼崎市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について※

6 月　23 日（定例会）

議案第３４号	尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について※
議案第３５号	職員の人事について※

議案第３６号　尼崎市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

協議・報告　尼崎市文化財保護審議会への諮問について

協議・報告　尼崎市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について※

7月　14日（臨時会）

議案第３７号　尼崎市教育職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則を一部改正する規則について

7月　28日（定例会）

議案第３８号　令和７年度教育委員会事務点検・評価報告書について

議案第３９号　令和８年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択について

議案第４０号　尼崎市社会教育委員の委嘱について※

議案第４１号　尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について※

協議・報告　尼崎市学校運営協議会委員の委嘱について※

8月　18日（臨時会）

議案第４２号　令和７年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について※

協議・報告　尼崎市文化財保存活用地域計画（素案）に対する市民意見公募手続の結果及び同計画（案）の策定について※

協議・報告　和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定について※

8月　25日（定例会）

議案第４３号　尼崎市いじめ問題対策審議会委員の委嘱について※

議案第４４号　尼崎市生涯学習審議会委員の委嘱に関する意見の申出について※

協議・報告　令和７年度全国学力・学習状況調査の結果について

9月　22日（定例会）

議案第４５号　尼崎市立幼稚園園則の一部を改正する規則について

議案第４６号　職員の人事について※

議案第４７号　職員の人事について※

協議・報告　尼崎市学校運営協議会委員の委嘱について※

10月　7日（臨時会）

議案第４８号　職員の人事について※

10月　27日（定例会）

議案第４９号	指定管理者の指定について※
協議・報告	尼崎市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について※

11月　10日（臨時会）

議案第５０号	令和８年度尼崎市立小・中・特別支援学校教職員異動方針について
議案第５１号	令和８年度尼崎市立高等学校教職員異動方針について
議案第５２号	令和８年度尼崎市立幼稚園教職員異動方針について
議案第５３号	令和７年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について※

11月　20日（定例会）

議案第５４号	尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について条例について※
議案第５５号	職員の人事について※
協議・報告	学校給食費の改定について※
協議・報告	保護者説明会にあたっての周知広報計画について※

12月　22日（定例会）

報告第１号	令和７年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
議案第５６号	尼崎市教育職員の教員特別手当支給に関する規則の一部を改正する規則について
議案第５７号	尼崎市立学校のスポーツ施設の使用に関する規則の一部を改正する規則について
報告第２号	職員の人事について※

１月　26日（定例会）

議案第１号	尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について※
議案第２号	尼崎市職員の給与に関する条例及び尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について※
議案第３号	尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則について※
協議・報告	学校運営等に関する意見書への回答について
協議・報告	学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる無償化）について

協議・報告　　学校体育館等の空調整備方針について※

2 月　9 日（臨時会）

議案第６号　　令和７年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について※

議案第７号　　令和８年度尼崎市一般会計教育関係予算について※

議案第８号　　尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について※

議案第９号　　尼崎市スポーツ推進審議会委員の解嘱について※

議案第１０号　　尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について※

議案第１１号　　職員の人事について※

協議・報告　　尼崎市版地域クラブ活動推進にあたっての課題と方向性について※

2 月　24 日（定例会）

議案第１３号　　職員の人事について※

協議・報告　　学校運営等に関する意見書への回答について

協議・報告　　尼崎市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康福祉確保実施計画（案）について

3 月　9 日（臨時会）

議案第１４号　　令和７年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について※

議案第１５号　　職員の人事について※

協議・報告　　令和８年度尼崎市教職員研修計画について

3 月　16 日（臨時会）

議案第１６号　　職員の人事について※

議案第１７号　　職員の人事について※

議案第１８号　　職員の人事について※

議案第１９号　　職員の人事について※

3 月　23 日（定例会）

議案第２１号　　尼崎市教育委員会辞令式を廃止する訓令について

議案第２２号　　尼崎市立学校の対象施設の使用の許可に関する規則について

議案第２３号　　令和７年度尼崎市指定文化財の指定について※

議案第２４号　　尼崎市教育振興審議会委員の委嘱について※

議案第２５号　　職員の人事について※

協議・報告	「尼崎市多文化共生教育ガイドライン」の完成及び今後の取組について
協議・報告	令和７年度学校監査結果の報告について
協議・報告	学校運営等に関する意見書への回答について※

※　非公開案件

＜関係法令抜粋＞

□尼崎市教育委員会会議規則

第６条の２　会議は、これを公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事件の会議について、教育長又は委員の発議により、出席委員の３分の２以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

(1)　教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件

(2)　教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件

(3)　訴訟、調停、和解及び不服申立てに関する事件

(4)　前各号に掲げるもののほか、教育長又は委員から会議の公開が不適当であると発議のあった事件

2　教育委員協議会

教育委員と教育委員会事務局との意思疎通を図りつつ、教育委員への速やかな情報提供と審議にあたっての理解を深める中で、的確な判断のもと教育施策の充実を図るため開催しています。

【教育委員協議会について】

（令和７年度開催分）　３回

７月　14 日

・令和８年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択について

・歴史博物館の視察について

10 月　18 日

・体育大会視察

11 月　10 日

・読書力向上事業等の視察について

3　尼崎市総合教育会議

尼崎市総合教育会議は、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るために開催しています。

【尼崎市総合教育会議について】

（令和 7 年度開催分）　3 回

10 月　27 日

・学びと育ち研究所の効果的な活用について

・制服等学用品費に係る保護者負担の軽減について

12 月　22 日

・尼崎市の多文化共生教育について

・学校組織マネジメントの支援に向けた教育委員会の取組について

3 月　9 日

・学校水泳授業の民間施設活用モデル事業の実施について

・業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について

Ⅲ　尼崎市教育振興基本計画に掲げる施策（事業）の執行状況

（このページは白紙です）

各論	1　学ぶ力と健やかな体の育成

項目	就学前教育の３つの柱の推進	担当課	就学前教育課
	「尼崎市就学前教育ビジョン」に基づき、本市が目指す就学前教育の取組として3つの柱を推進する中で、就学前の教育内容の充実を図り、子どもたちの「後伸びする力」「生きる力」を育みます。		

達成状況

成果指標	市立幼稚園が含まれる校園所の連携状況							目標値	国が示す連携ステップ４に到達	
実績	令和7年度	2校園所	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	

事業成果
達成状況等



【目標に対する達成状況】

市立幼稚園が含まれる幼保小接続カリキュラム実践校園所6校園所中２校園所がステップ４（目標値）に到達している。２校園所では実践校園所設置から３年が経過し、実践結果を踏まえ、よりよいものとなるよう検討している。

振り返りと今後の取組

取組と成果	課題	今後の取組方針
①（柱1）官民幼保小が連携し「尼崎市就学前教育ビジョン」の３つの柱を推進するための取組の検討等を行うため「就学前教育会議」を設置し、意見交換を行った（2回）。また、就学前の教育内容と小学校以降の「後伸びする力」のつながりについて、学びと育ち研究所と連携して検証方法の検討を進めた。 （柱2）私立幼稚園等への令和8年度からの新たな補助制度の創設準備を行った。私立幼稚園等への補助制度について、関係団体等と調整を行い令和8年度からの創設に向けて方向性を確定した。また、特別支援教育専門相談員を講師とし教職員を対象とした情報交換会（6回）や保護者を対象とした交流会（2回）、市立幼稚園で、インクルーシブ教育の実践方法の共有のために公開保育を実施した（2回）。 （柱3）幼保小接続カリキュラム実践校園所を10か所から13か所に増やし、スタートカリキュラムを実施した11校でカリキュラム期間中に児童が登校できない事例はなかった。また、各校園所が連携しやすいように実践校園所での、1・2・3年目の実施内容の可視化を行った。更に、引き続き全校園所での交流連携の推進や特別な支援が必要な幼児の同時期・同様式での小学校への引継ぎ、人材育成等に取り組んだ。	①引き続き、市民や関係団体、庁内関係部局等の理解を図る中で、「尼崎市就学前教育ビジョン」に掲げる3つの柱（柱1：就学前教育の質の向上、柱2：インクルーシブ教育の推進、柱3：幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続）をはじめとする取組を推進する必要がある。 また、「尼崎市就学前教育ビジョン」の３つの柱の取組のうち十分に進捗していない取組について、関係機関等と調整する中でどの取組を優先するか検討が必要である。 更に、私立幼稚園等への補助制度については、関係団体と調整しながら、補助申請等の事務手続の方法を整理する必要がある。	①（柱1）「就学前教育会議」を継続するとともに、学びと育ち研究所との連携については、一定の検証を実施する。 （柱2）私立幼稚園等への補助制度については、関係団体等と調整しながら補助申請等の事務手続の方法を確定させた上で、円滑に補助事務を行う。 （柱3）引き続き、幼保小接続カリキュラム実践校園所の増を目指すとともに、全校園所での交流連携等を推進していく。また、尼崎市の幼保小連携推進事業の周知を効果的に行うために、就学前教育施設等向けのリーフレットを作成する。更に、学びと育ち研究所と連携して尼崎市の幼保小連携推進事業の効果検証方法の検討を進める。 上記内容以外でも、必要に応じて優先順位を勘案しながら取組を進める。

項目	市立幼稚園の運営体制整備	担当課	就学前教育課
	市立幼稚園は、他の就学前教育施設と連携しながら本市において確保されるべき就学前の学校教育の水準を示すとともに、その水準を向上させる役割を担っていることから、中心となって３つの柱を推進します。		

振り返りと今後の取組

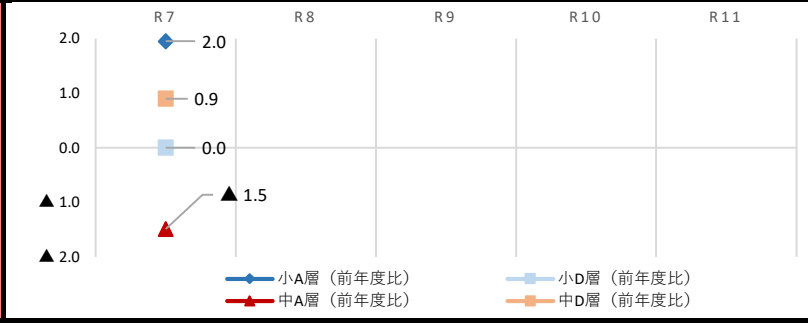
取組と成果	課題	今後の取組方針
①廃園幼稚園付近に居住する方への通園支援策の見直し内容について、庁内調整を行った上で関係者等に説明を行うとともに、廃園幼稚園付近に居住する方が進路選択がしやすいように、園児募集時に制度の周知を行った。	①廃園幼稚園付近に居住する方への通園支援策について、市民への継続的な制度周知が必要である。	①円滑に補助事務を行うとともに、廃園幼稚園付近に居住する方への通園支援策について、引き続き広く市民に制度の周知を図ることで、廃園幼稚園付近に居住する方が進路選択をしやすくなるように努める。
②令和8年度から実施する、市立幼稚園４園での3年保育や特別な支援が必要な幼児の受入人数の拡充、一時預かり事業の時間延長等の充実策について、園と連携しながら職員配置等について庁内調整を行った。また、3年保育の実施にあたり、市立幼稚園の教員が、令和6年度に引き続き他都市や市内公立保育所の視察をする等の準備を行った。更に、各種充実策の実施により事務量が急増する中、業務効率化とミス防止、保護者の利便性向上のため、保育ICT導入に向けた検討を進めた。		②③④令和８年度から実施する各種充実策の実施にあたっては、引き続き職員の確保に努め、園と連携して取り組むとともに、保育ICTを活用し事務の効率化を図る中で、円滑な事業実施を目指す。
③特別な支援が必要な幼児について、就園検討会議で専門的な視点から意見をもらい、この意見を踏まえながら入園や幼児それぞれの発達の状況に応じた加配職員数の判断を行った（加配職員数については令和８年度入園分より実施。）。また、特別支援教育専門相談員（臨床心理士または小学校教諭の免許を有する者）を６人配置し、職員や保護者等を対象に相談を実施することで、教育支援体制の充実を図った。	③④の実施については、予算定数に基づいた会計年度任用職員（教育支援員・一時預かり）の確保が課題である。	③特別な支援が必要な幼児の入園や加配職員数については、引き続き就園検討会議の意見を踏まえながら、より適正な判断を行う。
④働きながら子育てする家庭等を支援するために、一時預かり事業を実施し、延べ利用者数は12,908人であった（令和５年度：13,653人、令和６年度：13,355人）。また、令和8年度からの時間延長に向けて、園と連携しながら庁内調整を行い体制整備を行った。	※③に記載。	④令和８年度からの時間延長に際して、円滑に幼児の受け入れを行う。また、時間延長に伴い利用時間が複雑となることから、同じく令和８年度から導入する保育ＩＣＴを活用し、事務の効率化を図る。
⑤地域の子育て支援として、未就園児の親子を対象とした体験保育や親子が参加できる園行事を実施した。	⑤地域の子育て支援については、より未就園児等が参加しやすい取組を検討する必要がある。	⑤地域の子育て支援については、引き続き保護者アンケート等を参考に、未就園児等が参加しやすい取組を実施する。

項目	個別最適な学び、協働的な学びの一体的な充実による確かな学力の育成	担当課	学校教育課 中央図書館
	ICT を活用した学習のデジタル化を積極的かつ効果的に促進し、個別最適な学びの実現を図るとともに、児童生徒同士の学び合い、多様な他者と問題の発見や解決に挑む授業展開など、協働的な学びの実現を図る。		

達成状況

成果指標	個々の課題に応じた学習の支援を行うことができているか （本市学力調査における最下位層の減少と最上位層の増加を前年度比で測定）							目標値	R9年度に設定	
実績	令和7年度	A層＋0.2 D層＋0.4	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	

事業成果
達成状況等

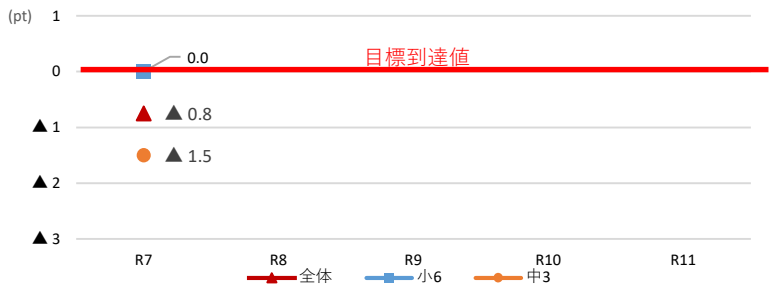


【目標に対する達成状況】

最下位層(D層)は小学校±0%、中学校0.9%増、小中平均0.4%増。最上位層(A層)は小学校2%増、中学校▲1.5%、小中平均0.2%増。**業者変更に伴い結果の表示方法が変更される可能性がある為、令和9年度の結果をもって目標値を設定する。**

成果指標	全国学力・学習状況調査における平均正答率（全国との比較）							目標値	全国平均以上	
実績	令和7年度	▲0.8pt	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	

事業成果
達成状況等



【目標に対する達成状況】

令和7年度の全国学力・学習状況調査における全国平均正答率と本市正答率の差は、小学校は0ptと目標達成、中学校は▲1.5pt、小中平均は▲0.8pt、と目標値を下回っている。

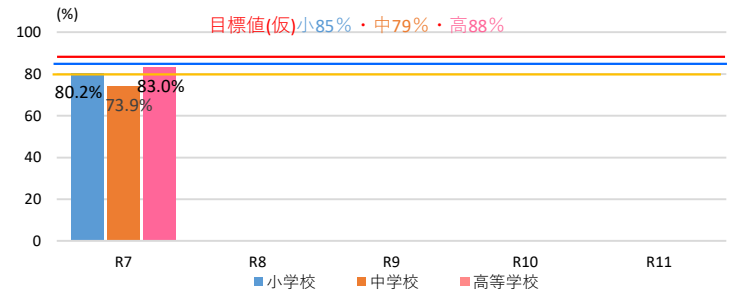
振り返りと今後の取組

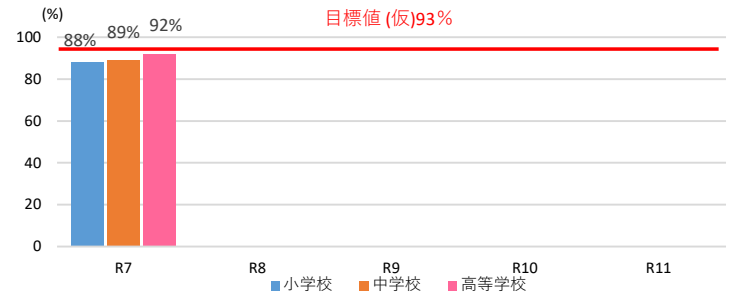
取組と成果	課題	今後の取組方針
①各校の実情に応じた帯学習、放課後学習を実施し、基礎学力の定着を図った。 また、「あまっ子ステップ・アップ調査」の成果や課題を経年で分析し、 年々、全学年、学力低位層が減少傾向にあり、基礎学力の定着に一定の成果が見られる。（令和2年度27.2%→令和6年度22.9%→令和７年度23.51%）令和7年（2025年）度全国学力・学習状況調査では小学校は、国語、算数ともに全国に並び、中学校の国語、数学でもほぼ全国平均レベルとなっている。 ことば探究科については、詳細検討を進める中、次期学習指導要領の改訂において、特例校申請を行わずとも読解力の育成等が可能であることが明らかになった。	①全国学力調査や「あまっ子ステップ・アップ調査」において、文章の読み取りや記述式問題等に課題がみられるため、さらに詳細な取組の効果検証が必要である。	①基礎学力の定着には、一定の成果が見られるため、引き続き、ICTの活用を追記し、改訂したハンドブック「よりよい授業を目指して」を校内研修や授業力向上等に活用するとともに、教員自身がこれまでの指導スタイルを見直し、新たな学力観、授業観への理解を深めることができるように取り組む。 さらに次期学習指導要領も見据え、実践例や「学びと育ち研究所」の研究成果を活用し、本市の学力状況を十分に分析することで、既存の学力向上事業を総点検し、ICTを活用した「個別最適な学び」と、教科横断的な学習による「探究的な学び」を両輪とするより包括的かつ現代的な学力向上施策の再構築に向けて検討する。

取組と成果	課題	今後の取組方針
②読解力を養い、思考力や判断力・表現力を高め、より確かな学力向上を目指すため、市立中学校から実践モデル校を4校選定し、読解力を養うためのデジタル教材に取り組んだ。	②今後も、継続して学習活動の土台となる基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、語彙力や読解力等の言語能力といった学習の基盤となる資質・能力を更に高め、思考力や表現力等の充実を図る必要がある。	②中学校4校で実施している「読解力育成実践モデル校事業」の取組を踏まえて、言語力の向上に向け、電子図書館等による豊かな読書体験等の取組を推進するとともに、「個別最適な学びと協働的な学び」や「教科横断的・発展的な学び」の充実を図る。
③個々のつまずきを早期に発見・解消するため、学習支援員を配置するとともに、AI型デジタル学習支援ドリルの活用等により個に応じた学習を推進した。令和6年度の全学校での活用回数は451,680回(R6.12月末)、令和7年度の活用回数は631,082回(R8.1月末)である。	③AI型デジタル学習支援ドリルの活用は進んできているが、学校間で帯学習や授業、家庭学習での活用にばらつきが生じている。	③AI型のデジタル学習支援ドリルやデジタル採点システムなどICTを効果的に活用した学習のデジタル化を促進する。また、児童生徒個々が学習の状況を把握し、自ら見通しを立て、新たな学習方法を見出すなど個別最適な学びの実現を図り、協働的な学びを一体的に推進する。
④教員の授業力向上に向け、授業づくりハンドブックを一部改訂し、授業におけるICT活用に関する内容を追加した。 また「主体的・対話的・深い学び」の実現に向け、指導主事による学校への指導助言やフィードバック資料の作成により、各学校の授業力向上に取り組んだ。	④授業づくりハンドブックを活用し「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ゴールイメージの共有や児童生徒同士の学び合い、多様な他者とともに問題の発見や解決に挑む授業展開など、次期学習指導要領の改訂を見据えて、ICT機器を活用した探求的な学びの推進に向けた取組を進める必要がある。	④教員の授業力向上に向け、校内研究授業や教科研究会において、指導主事が指導案作成時から積極的に関わる体制を整備する。また、学校訪問や研究授業で授業づくりハンドブックの活用状況の把握をするとともに、教員からの意見を聴取し、継続的にハンドブックの見直しを行うことで、さらなる授業力向上に向けハンドブックの活用を進める。
⑤市立小学校及び特別支援学校の児童生徒に対し、電子図書館のIDを配付し、学習活動や読書活動を推進している。こうした取組を踏まえ、中学校への電子図書館のIDの付与を見据え、モデル校として中学校2校に電子図書館のIDを配付した。	⑤授業等での電子図書館の活用については、学校ごとに取組に違いがみられるため、モデル校の中学校2校を含めた児童・生徒のニーズも参考に教育委員会や図書館等から学校に対して、利用の勧奨等の働きかけ及び、コンテンツの精査等を行う必要がある。	⑤学校での電子書籍の活用を進めるため、指導内容及び児童・生徒のニーズを勘案した選書となるようインターネットを利用した蔵書検索などの利用や、中学生への電子図書館のIDの付与により１人１台貸与されているタブレットを活用した学習活動や読書活動に取り組む等、中央図書館と学校の連携を深める。

項目	学びの基礎力・課題解決能力の育成	担当課	学校教育課
	学校教育活動全体の取組の中で子どもたちが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重しながら、多様な人々と協働しつつ様々な課題を解決し、変化を乗り越えることのできる力を育む取組を進めます。		

達成状況

成果指標	「自分には良いところがある」、「自分のことが好きだ」と感じている児童生徒の割合								目標値（仮）	小85% 中79%.高88%
実績	令和7年度	小80.2% 中73.9% 高83.0%	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
事業成果 達成状況等								【目標に対する達成状況】 教育振興基本計画に係る児童生徒向けアンケートの回答において、小学校は80.2%、中学校は73.9%、高等学校は83.0%。 **この結果を踏まえ、当指標の目標値を設定する。**		

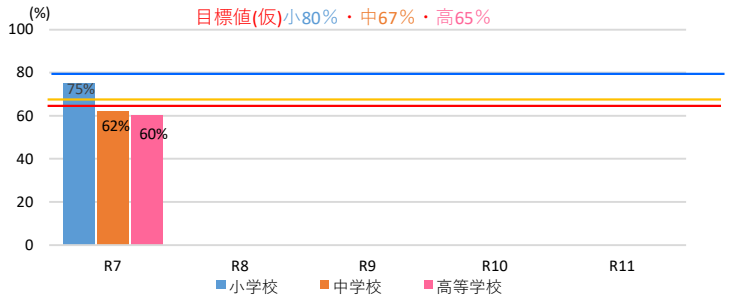
成果指標	まわりの人の意見や考えを聞き、自分の意見や考えをさらに良いものにしようとしていると考える児童生徒の割合								目標値（仮）	93%
実績	令和7年度	小88% 中89%,高92%	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
事業成果 達成状況等								【目標に対する達成状況】 教育振興基本計画に係る児童生徒向けアンケートの回答において、小学校は88%、中学校は89%、高等学校は92%。 **この結果を踏まえ、当指標の目標値を設定する。**		

振り返りと今後の取組

取組と成果	課題	今後の取組方針
①主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、幼稚園における遊びや体験を通じた学びを土台としつつ、小学校では高校生や企業等とも連携したプログラミング教室やロケットキャンプなどの体験的な学びに取り組んだ。また、中学校では技術科を核としたSTEAM教育モデル校事業、さらに市立高校では工業分野等の特色ある取組など、発達段階に応じて科学技術やものづくりへの関心を高め、探究的な学びの充実を進めた。	①また、ICT機器を活用した探究的な学びを推進し、問題提起、仮説の設定、実験・調査を通じて、自ら考え、問いを立てる力を養う必要がある。	①探究的な学びの充実を図るため、問題提起、仮説の設定、実験・調査を通じて、自ら考え、問いを立てる力を養うための取組及び教科横断的なアプローチ（STEAM教育を含む）の取組等を進める。

項目	グローバルな人材を育成する外国語教育の更なる推進	担当課	学校教育課
	ICTの活用や、コミュニケーションを重視した授業改善により、より実践的な資質・能力の育成に努めます。		

達成状況

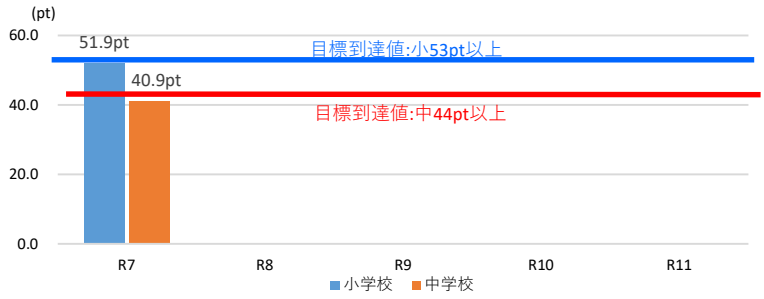
成果指標	外国語を身に付けたり、学んだりすることへの興味関心をもつ児童生徒の割合								目標値（仮）	小80% 中67%,高65%
実績	令和7年度	小75% 中62%,高60%	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
事業成果 達成状況等									【目標に対する達成状況】 教育振興基本計画に係る児童生徒向けアンケートの回答において、小学校は75%、中学校は62%、高等学校は60%。 **この結果を踏まえ、当指標の目標値を設定する。**	

振り返りと今後の取組

取組と成果	課題	今後の取組方針
①全ての市立小・中・高・特別支援学校に外国人外国語指導助手（ALT）を派遣・配置するとともに、教員研修も継続し、さらなる授業力向上に取り組んだ。外国にいる外国人講師とオンラインでつなぎ、授業内で培ったコミュニケーション能力を活かす機会を設けるため、中学1・2年生を対象にオンライン英会話を、中学3年生を対象にオンライン留学を実施した。そのような中、「英語でコミュニケーションをとることの楽しさを実感した」と回答した生徒の割合が81.7%となり、主体的に授業に取り組む動機付けとなった。	①引き続きICTの活用、コミュニケーションを重視した授業を行うことにより、より実践的な資質・能力の育成に努めていく必要がある。また、一人ひとりの児童生徒に応じた学びを支援していくための取組についても検討する必要がある。	①引き続き、グローバル化に対応する国際教育の必要性から英語コミュニケーション能力の育成を図るため、全ての中学生を対象としたオンライン英会話レッスンの充実に取り組む。 また、小・中連携による英語教育の連続性を確保するため、中学校英語科教員対象の研修を小学校教員にも実施し、教育内容の充実を図る。 さらに、児童生徒が授業で学んだ内容をいかし、実践的な英語力を身に付ける取組を検討する。

項目	運動・スポーツの習慣化と様々な健康課題を踏まえた健康教育の推進	担当課	学校教育課、高校教育課
	児童生徒が運動に親しむ習慣づくりに取り組み、基礎体力の底上げを図ります。また、児童生徒・教職員・保護者が正しい知識を習得し、多様な健康課題に対する理解を深める取組を推進します。		

達成状況

成果指標	新体力テストの合計点(平均)								目標値	小53pt以上 中44pt以上
実績	令和7年度	小51.9pt 中40.9pt	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
事業成果 達成状況等									【目標に対する達成状況】 新体力テストの合計点において、小学校は51.9pt、中学校は40.9ptと目標値を下回っている。	

振り返りと今後の取組

取組と成果	課題	今後の取組方針
①リズムジャンプ等の取組を継続して推進したことにより、運動指導員体力サポート事業による運動指導員の派遣を30校以上が利用し、適切な指導や助言を得て、児童生徒が自己の課題解決に向けて活動すること、運動の楽しさや喜びを実感することにつなげた。 また、小・中学校で体育科指導の連携・研修の機会を設けて教員の指導力向上に努めた。	①課題であった持久力の向上に多少の改善はみられた。しかし、依然として兵庫県平均を下回っていることから、引き続き児童生徒の持久力を高める取組を継続していく必要がある。 また、体育・スポーツ活動の楽しさや喜びを味わわせることにより、運動好きな子どもや日常から運動に親しむ子どもの育成に向けて取り組む必要がある。	①運動を好きになる、運動が楽しいと思える子どもの育成や運動能力の向上、教員の指導力向上に向けて、リズムジャンプの取組の効果を検証するとともに、体力向上推進事業との統合等、より効果的な施策の展開について検討する。
②市尼では、大阪体育大学等の講師による特別講座や測定機器等の活用を通し、スポーツを科学的視点で学び、その学びを卒業論文に活かした。また、市尼の体育科が中心となって、学習の成果を生かして、地域の小学校や中学校等との連携事業を行い、異校種間の交流を図った。	②小学校や中学校等との連携事業は、運動指導等を通じて、自らの学びを振り返るきっかけであり、貴重な学びの場となっている。	②引き続き、市尼の体育科が中心となって、学習の成果を地域の幼稚園や小中学校等へ還元するとともに、連携事業を通して、地域・社会へ開かれた教育課程を推進する。

項目	市立高等学校の特色化の推進と「社会に開かれた教育課程」の実現	担当課	高校教育課
	それぞれの学校が地域に愛され、中学生から選ばれる学校となるため、特色化・魅力化を更に推進します。		

達成状況

成果指標	この学校に入って良かったと答えた生徒の割合								目標値	90%以上
実績	令和7年度	87%	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
事業成果 達成状況等									【目標に対する達成状況】 教育振興基本計画に係る児童生徒向けアンケートの回答において、87％と目標値を下回っている。	

振り返りと今後の取組

取組と成果	課題	今後の取組方針
市立の高等学校として求められる役割を理解し、３校それぞれの特色を踏まえた以下の取組を実施した。		地域に愛され、中学生から選ばれる学校となるため、それぞれの学校が特色化・魅力化を更に推進します。
①市立尼崎高等学校（市尼）では、普通科改革の一環として国際総合類型で入学した生徒に対して民間事業者による英語の教育プログラムを実施し、理系の生徒を対象に実施する課題解決型学習で、徳島大学や市内のイワタニ産業を新たに追加して実施した。	①市尼では、これまでの特色づくりの取組に加えて、国が新たに示す「高校教育改革に関する基本方針」や、県が今後示す実行計画などの研究が必要となる。生徒が幅広い選択肢を持って、進路先を決定することができる学力の養成を目指しながら、県が示す実行計画に的確に対応できる環境づくりを進めていく。	①市尼では、これまでの取組に加え、学力向上に向け、模擬試験の受験機会を増やす等、学習環境の整備を検討する。また、国際総合類型の生徒に対して、より実践的な英語運用力を高める取組を再構築し、理系の生徒に対して、民間企業や大学における最先端技術や研究課題等を学ぶ取組を進める。県が示す実行計画も参考しながら、文理横断的な学びに取り組む普通科のあり方について検討を進める。
②尼崎双星高等学校（双星）では、商業学科や普通科において民間企業や地域の大学等の協力のもと特色あるプログラミング教育を実施し、電気情報科や課外活動において模擬人工衛星の製作・研究を通じてSTEAM教育を実施した。また、各学科で検定試験への取組を進め、商業学科では、全商検定９種目の全種目１級合格者を輩出している。	②双星では、国のＤＸ加速化推進事業に基づき、次世代教育を進めており、引き続き衛星開発や衛星から送られる信号の処理等、数理教育やプログラミング教育を進め、Society5.0に対応できる技術者教育の実現を目指す。国が新たに示す「高校教育改革に関する基本方針」や、県が今後示す実行計画なども研究しながら、的確に対応できる環境づくりを進めていく。	②双星では、模擬人工衛星の製作・研究を通じてSTEAM教育を推進するとともに、令和７年度には基地局を開設し、衛星との送受信環境や実験室内での遠隔制御に向けた環境整備を進めている。衛星開発を更に高め、未来へつなげるためにも、学校独自に超小型人工衛星を開発するなど次世代教育を推進し、その取組を市内外へ発信する。県が示す実行計画も参考にしながら、地域の産業と連携・協働した取組に伴走できる専門学科のあり方について検討を進める。

取組と成果	課題	今後の取組方針
③琴ノ浦高等学校（琴ノ浦）では、生徒の特性や状況に応じたきめ細やかな学習指導や個に応じた教育・サポートのほか、生徒指導においては、担任や学年主任等が積極的に関わり、安心して学べる学校づくりに努めた。スタディーサポート事業においては、市内の大学などに協力依頼をすることにより、指導補助員の３名増員ができた。	③琴ノ浦では、外国人生徒の入学が増えてきており、日本語指導や学習支援の必要性がより一層高まっている。国が新たに示す「高校教育改革に関する基本方針」や、県が今後示す実行計画なども研究しながら、的確に対応できる環境づくりを進めていく。	③琴ノ浦では、生徒の特性や状況に応じて、日々の学習やメンタルサポートはもちろんのこと、進学や就職についても、きめ細やかな支援を行うとともに、地元企業や商工会議所の協力を得ながら、生徒の社会力育成や自立支援を図る。一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保について検討を進める。

項目	学校給食の活用による食育の推進	担当課	学校給食課 学校給食センター担当
	児童生徒の心身の健全な発達及び食を支える環境を持続可能なものとするため、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けます。		

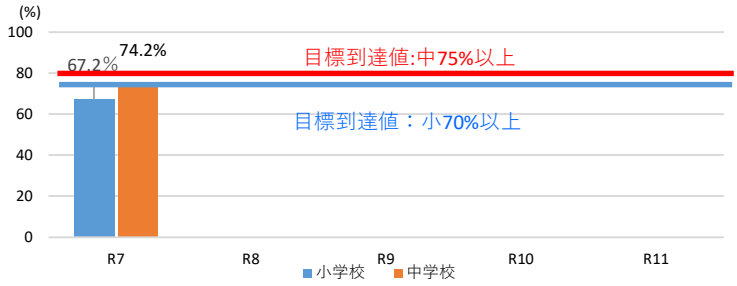
振り返りと今後の取組

取組と成果	課題	今後の取組方針
①栄養教諭等による給食指導や食育集会に加え、保護者試食会や学校給食展を実施し、中学校では給食献立コンクールを継続して取り組んだ。また、市のホームページに新たに学校給食の食育の取組を掲載し、情報発信に努めた。	①残食の低減等の課題に向け、学校給食を通じて地産地消や環境への配慮などSDGsへの関心を高めるための取組を継続する必要がある。	①市制110周年の記念給食として「あまやさいふりかけ」を新規開発し、祖父母世代から現代に受け継がれている給食メニューを取り入れるとともに中学校ではAMAフレンドシップ事業にちなみ奄美の郷土料理をとりいれた給食を実施するなど、地域農業や食文化を学ぶ機会とする。これらにより、地域への愛着と学校給食への関心を一層高め、児童生徒の望ましい食習慣の形成を目指す。
②「あまやさい」の内、環境に配慮して生産されたにんじんを初めて一部の小学校で使用し、「あまやさい」の活用を広めるとともに、全小中学校でオーガニック食材を使用した給食を行い、食育の推進を図った。また、「だし」の特徴を活かした和食文化やくじら肉を使用した食文化の継承にも継続して取り組んだ。	②大量調理に適した統一的な規格での安定供給や、特にオーガニック食材は一般的な食材に比べて価格が高く、限られた学校給食費の範囲内での調達に課題がある。	②市内農業者と栄養教諭等の交流機会を設け、「あまやさい」を題材とした教材の充実を図る。併せて、「あまやさい」の安定的な数量確保に向けて、引き続き関係機関と連携しながら検討を進める。

各論	2　多様性と包摂性のある教育の推進

項目	相談体制の質的・量的充実	担当課	こども教育支援課
	学校内の教育相談体制強化を図るとともに、教職員の多職種連携コンピテンシーの育成に努めます。また、学校内の多様性を尊重する風土の醸成を目指します。		

達成状況

成果指標	困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合								目標値	小70％以上 中75％以上
実績	令和7年度	小67.2％ 中74.2％	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
事業成果 達成状況等									【目標に対する達成状況】 全国学力・学習状況調査の結果については、小学校67.2％、中学校74.2％と目標値を下回った。	

振り返りと今後の取組

取組と成果	課題	今後の取組方針
①スクールソーシャルワーカー（SSW）の各中学校区への1名専任配置を段階的に進めた結果、教育現場を基盤に関係機関との連携支援の充実を図ることができた。また、拠点校では3年間の取組により、校内の教育相談体制を強化できた。さらに、いくしあ内の情報共有にタブレット端末を活用し、業務効率化と支援の充実に取り組んだ。	①SSWの増員配置が進み、相談体制が強化されたことによって、問題への対応は一定行えるようになってきている。ただし、現状では、問題が発生し、対応するという対処療法的になっているため、予防的な取組を増やす必要がある。特に経験年数の浅いSSWのスキルアップを図る研修の充実が必要である。	①学校がSSWをより効果的に活用し、教育相談体制の強化が進められるよう、SSW活用ハンドブックの加筆修正を行うとともに、学校とSSWとの連携研修を実施する。 また、SSWにおいては、全17中学校区及び尼崎琴葉中学校に1名の専任配置が完了し、幼・小・中・高と切れ目のない支援を行うとともに、同ハンドブックを活用し、「対処」に加えて「予防」にもつなげられるよう、さらなる校内の教育相談体制の強化を進める。
②学校内における教育相談体制の強化が進められるよう、SSW活用ハンドブックを周知するとともに、学校とSSWとの連携研修会を実施した。また、SSW自身が校内研修を実施することで、SSW活用に対する教師の理解を深めることができた。	②SSWの経験年数によって、ソーシャルワークの質や学校現場からの信頼度に差が生じている。	②ソーシャルワークの質の向上には、教師との協働が不可欠であるため、SSW連絡会議においてSSWと教師がグループで演習型研修を実施する。また、経験年数の浅いSSWの資質向上を図るため、メンター制度を導入する。
③校内サポートルーム・エリアの設置推進のため、小学校15校・中学校9校で校内サポートルームを整備し、その進捗を調査した。また、支援充実のため、小学校29校・中学校17校に学習支援員を配置した。加えて、先進的な取組や好事例の共有に向け、校内サポートルーム・エリア通信を作成し、情報発信に努めた。	③校内サポートルーム・エリアの児童生徒に対して、学習支援員の配置時間に限りがあり、十分に対応出来ていない学校がある。	③新たに小学校20校へ校内サポートルーム・エリアを整備し、全ての小・中学校への設置を完了する。また、同ルーム・エリアの支援充実のため、尼崎琴葉中学校を含む全ての小・中学校へ学習支援員の配置拡大と配置時間の延長を行い、さらなる機能強化を進める。

項目	支援を必要とする子どもの長所・強みに着目する視点の重視と、多様な教育ニーズへの対応の推進	担当課	こども教育支援課
	子ども一人ひとりへの教育的ニーズに対応する力を磨き、公教育を多様性のあるものにしていきます。		

振り返りと今後の取組

取組と成果	課題	今後の取組方針
①学びの多様化学校の令和8年4月開校に向け、校名を尼崎琴葉中学校に正式決定するとともに、国指定に向けた対応や入・転学者の選考、校舎の工事、学校備品等の整備を進め、また、教職員確保に向けた県との調整、有識者からの意見聴取、市内教職員への研修等を実施した。	①学びの多様化学校の設置に向けた準備の終息はゴールではなくスタートであり、こどもセンタードの視点に立った支援に取り組み、公教育を多様性のあるものにしていくような学校運営を図れるよう、学びの多様化学校（尼崎琴葉中学校）の事業推進を行っていく必要がある。	①県下公立初の学校型・本校型の学びの多様化学校として、引き続き県とも密に連携を図りながら、設置基本方針に規定の基本理念及び学校づくりの視点を踏まえた手厚い支援体制を整えるとともに、尼崎琴葉中学校と協同して、児童生徒理解や授業、学習評価の在り方の研究、学校外の施設・機関等との連携、市内教職員への研修等を行う。
②市内3カ所ある教育支援室の互いの強みを共有し、学校外のグラデーションのある学びの場の充実を図った。 また、学校外の学びの場での「学びの評価」と「学校との連携」に関する研究を進めた。	②令和6年8月29日文科省通知「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」に基づき、学校外の学びの場での学習成果を成績に反映していく必要がある。現在、中央教育審議会において、「不登校児童生徒に係る特別の教育課程の個別の指導計画等について」議論されており、その方向性にも合わせて検討する必要がある。	②次期学習指導要領改訂に係る国の動向を注視し「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価のガイドライン」作成に向けた検討を進める。
③フリースクール等の民間施設や地域の居場所との連携をより強化するため、指導主事による市内のフリースクール訪問や不登校担当者とフリースクール関係者との情報交換会等を実施した。 フリースクール等との連携の進め方を示すガイドライン等を含んだ学校の教職員向け「不登校児童生徒支援ハンドブック」を作成し、学校に周知した。	③フリースクール等民間施設と学校、教育委員会事務局三者の情報共有・連携の枠組み、評価手法等の仕組みを検証・構築する必要がある。また、不登校児童生徒の学ぶ機会の確保のため、フリースクール等利用者の負担軽減が必要である。	③学校によるフリースクール視察時には指導主事が同行し助言を行う。学校以外の学びの場・居場所として、フリースクール等利用者の負担軽減のため利用費用の一部を補助する。

項目	全学校園でのインクルーシブ教育の推進	担当課	特別支援教育担当
	一人ひとりの幼児児童生徒の教育的ニーズに応じたきめ細やかな教育的支援を行うために、教職員の専門性の向上と、多様な学びの場の充実を目指します。		

振り返りと今後の取組

取組と成果	課題	今後の取組方針
①「教員の特別支援教育の専門性の向上」と「校園内の支援体制の構築」の2つを重点事項として研修を実施した。 管理職、特別支援教育コーディネーター、通級指導担当教員、特別支援学級担任、教育支援員等を対象に36件の研修を実施した。 本市の特別支援教育の基本方針や医療的ケアの理解、ガイドライン等の周知から実践研修等、研修内容や方法を工夫し、専門性の向上につなげた。また、研修コンテンツの追加や特別支援教育ハンブックの改訂・充実により、学校単位や個人で特別支援教育について必要な時に学ぶことができるように整えた。	①一人ひとりの幼児児童生徒の教育的ニーズに応じたきめ細やかな教育的支援を行うために、引き続き校園内支援体制の充実を図り、教職員の専門性の向上と、多様な学びの場の充実が求められる。	①校園内で要となる特別支援教育コーディネーターと管理職を中心に、校園内委員会でアセスメント等に基づく情報共有・支援検討を行うとともに、関係機関との連携を進め、校園内支援体制の一層の充実を図る。また、教員の専門性の向上のために階層別、役職別、経験年数別研修を実施する。さらに、支援を必要とする児童生徒に対し、聴写テスト等を活用し、エビデンスに基づく支援に取り組む。あわせて、教職員の専門性向上に向けた研修やハンドブック、研修コンテンツの活用を推進する。

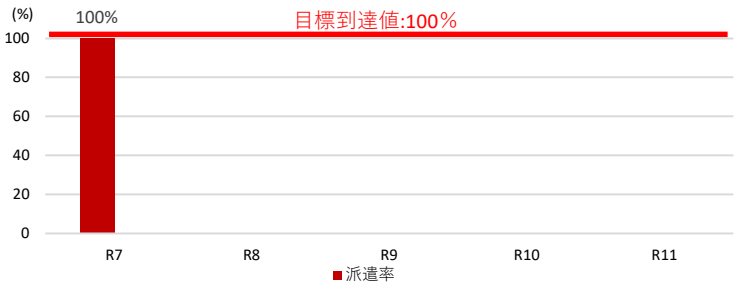
項目	合理的配慮の提供に向けた体制の整備と基礎的環境整備の充実	担当課	特別支援教育担当
	教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒の増加や支援の多様化に対応できるよう体制と環境を整備します。		

振り返りと今後の取組

取組と成果	課題	今後の取組方針
①「尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドライン」に基づき、関係者が密に連携することにより、児童生徒に対する適切な医療的ケアを実施した。また、あまよう特別支援学校在籍の児童生徒のうち、人工呼吸器を常時使用している児童生徒等については、これまで、保護者による付き添いを求めているケースがあるが、一定の付き添いの解消がみられた。	①医療的ケアの充実により、児童生徒が安全に学校生活を送るための支援を行うとともに、あまよう特別支援学校の児童生徒の保護者による通学や学校生活等の付き添いの負担軽減を図っているものの、充分な医療的ケア体制の構築のためには、更なる取組が必要である。	①指導主事による学校園訪問の時間を確保し、その状況をより詳細に把握することにより、学校園の幼児児童生徒に対する医療的ケアの充実に取り組む。また、あまよう特別支援学校において、在籍する児童生徒が保護者の付き添いがなくても、安心して学校生活が送れるよう、看護師による医療的ケア体制の更なる充実を図るとともに、保護者の付き添い解消に向けた取組を進めていく。
②要配慮児童生徒が在籍又は進学予定の学校のバリアフリー化のため、特別支援学級教室の整備を進めるとともに、小学校1校のエレベータ工事設計及び中学校2校でのエレベーター工事に着手した。また、指導主事の就学相談への関わりを見直し、学校訪問する時間を確保するため、就学相談専門員の配置に向けた調整を進めた。	②教育上特別な支援を必要とする児童生徒が年々増加していることから、特別支援教育の質の向上につながる取組が必要である。また、学校のバリアフリー化についても、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、引き続き、施設整備を進めていく必要がある。	② 就学相談専門員の新たな配置による指導主事の就学相談への関わり方を見直し、学校園への訪問時間を確保することにより、教職員の専門性向上と支援体制の充実を図る。エレベーター設置については、中学校2校で完了、小学校2校の設計・1校の工事に着手し、今後も計画的な整備を進める。また、特別支援教育担当が子どもの育ち支援センターへ移転したことによる、教育と福祉の連携を一層図る。

項目	共生社会の実現に向けた取組の推進	担当課	学校給食課、こころとからだ育成課
	すべての子どもたちが、国籍や民族等の「違い」を認め合い、多様な文化的背景をもつ人々と豊かに共生する心、共に生きようとする意欲や態度を育みます。		

達成状況

成果指標	多文化共生支援員の派遣要請に対する派遣率								目標値	100%
実績	令和7年度	100%	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
事業成果 達成状況等									【目標に対する達成状況】 市立小中学校、市立幼稚園からの派遣要請に対し、１００％多文化共生支援員の派遣を行った。	

振り返りと今後の取組

取組と成果	課題	今後の取組方針
①多文化共生支援員の増員により、日本語指導を必要とする全ての幼児児童生徒を支援した。さらに、通訳アプリの導入により授業内容の定着を図るとともに、携帯型通訳機器を全ての学校へ導入し、授業以外の面での児童生徒間や教職員保護者間のコミュニケーション増進を図った。 また、市の多文化共生教育の方向を示すとともに、学校園所での外国人幼児児童生徒受入の助けとなる「尼崎市多文化共生教育ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）を策定した。	①多文化共生支援員については、在留外国人の増加・多様化が想定されることから一層の充実が必要である。通訳アプリ等ICT機器については、有効な活用方法の研究・周知が必要である。「ガイドライン」については、現場での活用に向けた周知・更新の取組とともに、特に要点である初期日本語指導や学習言語習得支援の充実・強化が必要である。	①多文化共生支援員の確保については、引き続き各種団体等とも協力して取り組む。ガイドラインについては、研修等で周知を図り、その内容についても適宜更新を図る。初期日本語指導や学習言語習得については、学校園所に支援を行うとともに、地域のボランティアが担う日本語教育への取組の検討等を通じ、充実を図る。
②学校給食の食物アレルギー等に関する書類を4言語（英語、中国語、ベトナム語、ネパール語）へ翻訳するとともに、市ホームページに献立表及びアレルギー情報を掲載し、多言語閲覧が可能となった。	②翻訳書類及びホームページについて、対象者に周知する必要がある。	②翻訳書類及びホームページの多言語対応について、学校を通じて対象となる児童生徒及び保護者へ周知を図る。

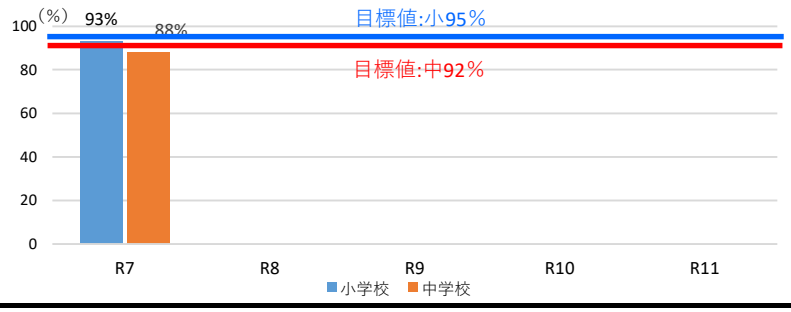
各論	3　豊かな心の育成、いじめ防止

項目	実践的行動力を育成する人権教育の推進	担当課	こころとからだ育成課 いじめ防止生徒指導担当
	人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤に、自他の人権を守り人権課題を解決しようとする実践的行動力を育成します。		

達成状況

成果指標	人が困っているときは進んで助けていると考える児童生徒の割合								目標値	小95% 中92%
実績	令和7年度	小93% 中88%	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	

事業成果
達成状況等



【目標に対する達成状況】

令和6（2024）年度（小91% 中88%）から比べると、小学校は目標に近づいているが、中学校は変化がない。引き続き、自他の人権を守ろうとする実践的行動力の育成を推進する。

振り返りと今後の取組

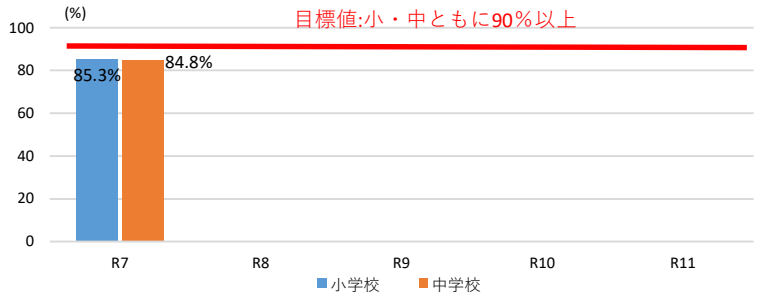
取組と成果	課題	今後の取組方針
①小・中学校で作成した道徳教育及び人権教育に係る全体計画・年間指導計画に基づき、各校において教育活動を実施した。令和7年度はこれまでの3つの重点項目「生命を尊重する心の育成」「規範意識の育成」「人権教育の推進」に、「多様な性・性教育の推進」を加え、講演会を74回、校内研修を23回実施した。	①人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤に、幅広い人権課題に取り組むことで、自他の人権を守り、人権課題を解決しようとする実践的行動力を育成する必要がある。特に、「外国人差別」や「インターネット上の人権侵害」をはじめとする新たな人権課題に対する取組が必要である。	①引き続き、学校の実態に応じた人権課題に関する講演会や地域人材等を活用した研修を支援することで、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高め、自尊感情を育むとともに自他を価値ある存在として尊重する意欲や態度を育成する。 特に、「外国人差別」や「インターネット上の人権侵害」など、身近で新たな人権課題となるテーマの学習を推進できるよう学校園に啓発する。
②校則の見直しに関するガイドラインに基づき、⑴児童生徒等が、校則の見直し過程に参画できるような仕組みの構築⑵必要かつ合理的な範囲内で学校や地域の実情に合わせた制定⑶校則（学校の決まり等）の公表の3つの観点から、校則が児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくものとなっているか検証し、学級討議、児童会や生徒会と教員との意見交換会等を通して校則の見直しを行った。 中学校においては、全校においてここ数年で生徒会等を中心に校則の見直しと改定を実施している。	②校則の見直しに関するガイドラインに基づき校則は、絶えず見直しを行うことが必要である。また、形骸的な見直しではなく、児童生徒が校則を自分のものとして捉え、主体的に守ることができるようにするとともに、保護者や学校運営協議会等において、時代の要請や社会常識の変化等を踏まえて、意見を聴取すること等も必要である。 中学校における校則の見直しは一定の成果が出ている。今後は小学校や市立高等学校でも児童生徒の実態に合わせ、児童会や生徒会を中心とした校則の見直しをより進めていく必要がある。	②校則の見直しに児童生徒自身が参画し、身近な課題を自ら解決するような取組を展開することで児童生徒の主体的な態度の育成を促進する。 そのため、年２回の学校訪問において、校則の見直しや改定の状況の確認を行うとともに、他校での実践例を紹介するなど、各学校が子どもの実態に合った校則の見直しに取り組めるように助言、支援を行う。

項目	学校教育活動全体を通じた豊かな心の育成	担当課	学校教育課
	学校での様々な体験活動における試行錯誤を通して自己認識や自尊感情を高めるとともに、豊かな人間性と社会性を培います。		

達成状況

成果指標	自分にはよいところがあると答えた児童生徒の割合								目標値	小・中ともに90%以上
実績	令和7年度	小85.3% 中84.8%	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	

事業成果
達成状況等



【目標に対する達成状況】

全国学力・学習状況調査の回答結果については、小学校85.3%、中学校84.8%と目標値を下回った。

振り返りと今後の取組

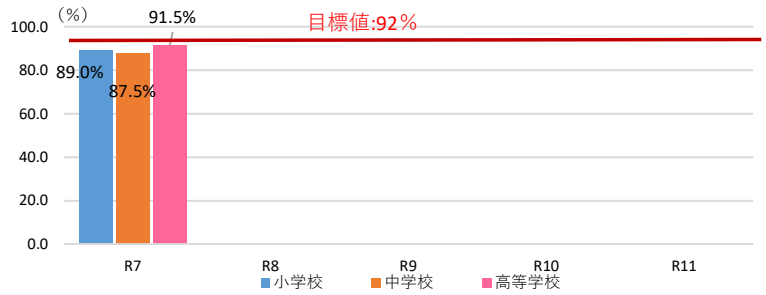
取組と成果	課題	今後の取組方針
①環境体験や自然学校等の様々な活動を通して、自然や環境に対する豊かな感受性、自然環境の多様さや大切さ、命の営みを感じさせるとともに、社会性や自立心を育んだ。 また、学級活動や児童会・生徒会活動を活性化し、協力して諸問題を解決しようとする自主的・実践的な態度を育成した。 尼崎歴史探検(AMATAN)事業等で尼崎市の歴史を学ぶことや、AMAフレンドシップ事業において、奄美の方との交流、自然や文化体験を通して学んだことを自校で報告すること等により、尼崎市への愛着と誇りを育成するとともに、地域社会に参画する態度を育成した。	①学校内外での様々な体験活動の目的や内容を明確にし、児童生徒が試行錯誤を通して自己認識や自尊感情を高め、豊かな人間性と社会性を身に付けることが必要である。 また、教育活動全体を通して、児童生徒の道徳性を養い、よりよく生きるための基本的な心構えや行動の仕方等、生き方を考える機会の充実を図っていく必要がある。	①体験学習や環境学習を通じて、命の大切さを学び、児童生徒が主体的に考え、行動し、よりよく問題を解決することができるように「生きる力」を育成する。そのため、各学校の取組の充実を図るとともに、好事例を紹介する等、市全体で効果的な取組の共有を図る。各事業後のアンケートや参加者の意見を集約し、その効果と課題を把握し、児童生徒の達成感や自己有用感を高め、その経験を後の生活や学習に生かす態度を育むことができるように検討を進める。

項目	いじめ未然防止対策の充実	担当課	いじめ防止生徒指導担当
	学校生活のあらゆる場面において、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを推進し、道徳科や特別活動、体験学習などを通じていじめの未然防止等の取組を継続します。		

達成状況

成果指標	私たち（属している集団）はお互いを大切にして、安心して発言・行動（挑戦）ができると答えた児童生徒の割合								目標値（仮）	92%
実績	令和7年度	小89.0% 中87.5% 高91.5%	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	

事業成果
達成状況等



【目標に対する達成状況】

教育振興基本計画に係る児童生徒向けアンケートの回答において、小学校は89.0%、中学校は87.5%、高等学校91.5%と目標値を下回った。この結果を踏まえ、当指標の目標値を設定する。

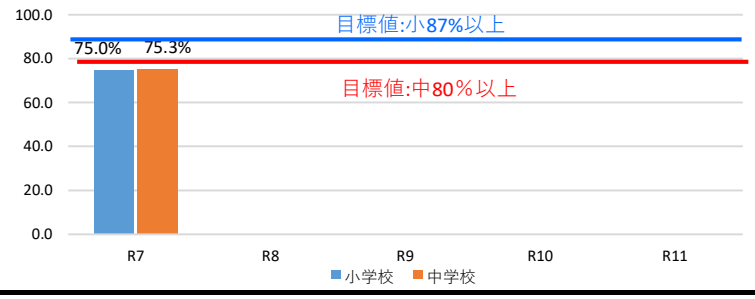
振り返りと今後の取組

取組と成果	課題	今後の取組方針
①指導主事による年2回の学校訪問、「教職員用いじめ防止リーフレット」の配付、実践型研修及び校内研修の実施、市立小・中・高等学校を対象に学期に1度、いじめに関する市内統一アンケートを実施することにより、いじめ認知を高い水準で行うことができた。また、いじめ重大事態の認定件数も増えた。 市立小・中・高等学校を対象に学期に1度、いじめに関する市内統一アンケートを実施するとともに、児童生徒への発達支持的生徒指導を行うことで、いじめの認知件数は前年度より182件（令和8年1月末現在）微減した。このことは、未然防止の取組の効果であるのか、一時的なものであるのか推移を見ていくことが必要である。	①③いじめ対応については、組織対応力が不十分な部分が一部あることから、学校の課題に適した研修等の取組を行う必要がある。また、重大事態調査の増加や保護者からの要求等、様々な課題が増加している。問題を迅速に解決し、教職員が児童生徒と向き合う時間の確保及び教育活動に専念す るための支援体制が必要である。 また、中学校生活を安心安全に過ごすために、小学校でのいじめ認知やその人間関係、配慮事項等を中学校に丁寧に引継ぎ、継続的にいじめの経過観察をするとともに、未然防止に努める必要がある。	①③困難な課題に対し、スクールロイヤーの助言で迅速な問題解決につながる事案が増え、相談件数や研修依頼が増加している。今後はスクールロイヤーによる事例研修や初期対応等の研修実施により、教員のいじめ対応力や事案対応力の向上を図る。 また、重大事態調査が増加していることを受け、第三者委員会調査や学校調査を迅速に行える体制を検討する。

取組と成果	課題	今後の取組方針
②小学校41校、中学校17校、高等学校3校において専門的知識を有する外部講師等による具体的な事例をもとに出前授業を実施した。インターネットトラブルや情報モラルの向上を図り、児童生徒が情報を正しく効果的に活用することにつなげた。 スマホサミットでは、参加した児童生徒がスマートフォンの利用方法について考え、各学校でスマホルール等について啓発活動を行うことにより、参加していない児童生徒にもSNSに係るトラブルや人権侵害について考える機会となった。	②児童生徒のスマートフォン所持率の増加や、利用年齢の低年齢化から、スマートフォンを介したトラブルが増加傾向にある。トラブルの未然防止のために、道徳及び出前授業等をはじめ、学校生活の様々な機会を捉えて、実態に応じた指導を継続するとともに、生徒自らがスマートフォン等の取扱いに関し、トラブルやいじめを未然に防ぐ力を身に付けられるようにする必要がある。	②児童生徒の情報モラル向上のため、支援員を派遣し出前授業を実施する。校種の枠を超え児童生徒が主体的にスマホルールやインターネットの活用について考える機会としてスマホサミットも継続実施し、児童生徒が主体的にスマホルールやインターネット活用について考える機会を提供するとともに、参加していない学校には取組を共有し、参加を促進する。
③スクールロイヤーによる法的根拠に基づいた事例検討等の研修や学校への指導助言、保護者対応の相談などを行うことにより、問題の早期解決につながった。（令和7年度対応件数：198件（令和7年12月末現在。いじめ対応以外も含む。））	※①に記載。	※①に記載。

項目	尼崎への誇りと愛着の醸成	担当課	学校教育課
	体験活動や地域の歴史・伝統文化・産業等に触れる機会を通して、郷土の歴史や伝統・文化等への理解を深めるとともに、地域への愛着等、児童生徒の感性を高め、豊かな情操を養います。		

達成状況

成果指標	「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」に肯定的に答えた児童生徒の割合								目標値	小87%以上 中80%以上
実績	令和7年度	小75.0% 中75.3%	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
事業成果 達成状況等							【目標に対する達成状況】 全国学力・学習状況調査の回答結果については、小学校75.0%、中学校75.3%と目標値を下回った。			

振り返りと今後の取組

取組と成果	課題	今後の取組方針
①AMATAN事業を通して尼崎の歴史を知り、誇りや愛着を養い、主体的に地域と関わる態度の育成を図った。また、AMAフレンドシップ事業では、各校代表生徒が奄美群島を訪れ、自然・文化体験や地元の方々との交流、現地中学生とともに活動する研修・体験プログラムを通し、郷土の良さを見直す機会となった。	①引き続き、様々な機会を捉えて、尼崎への誇りと愛着を養い、地域の身近な課題について、自分ができることを考え行動していく実践力を養う必要がある。	①AMATAN事業では、引き続き尼崎城と歴史博物館を見学する活動を通して、尼崎への誇りと愛着を醸成するきっかけとする。AMAフレンドシップ事業では、尼崎の中学生が異なる環境で育った奄美群島の中学生との交流をより充実させることで、改めて尼崎の良さに気づき、その気づきを事後の活動において学校・地域へ発信する取組を進める。

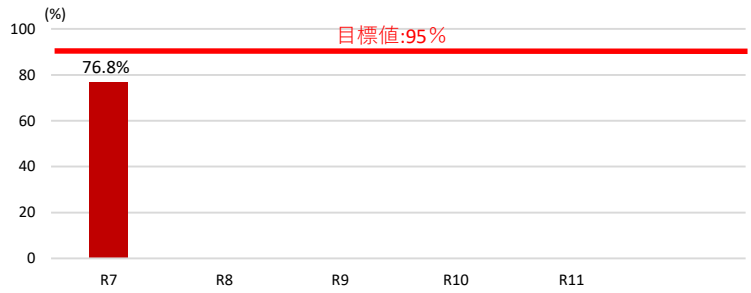
各論	4　教育環境の整備

項目	学校施設マネジメント計画の着実な推進と社会情勢の変化に応じた学校づくり	担当課	施設課、学事企画課、学校教育課
	安全で安心な学校園施設の整備を進めるとともに、良好な教育環境の確保に努めます。		

達成状況

成果指標	学校園におけるトイレの洋式便器率							目標値	95%	
実績	令和7年度	76.8%	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	

事業成果達成状況等



【目標に対する達成状況】

学校園全体で76.8％の洋式便器率となった。引き続き、国庫補助金を有効に活用するとともに前年度設計を行うなど、着実かつ早急に洋便器化を進める。

成果指標	(改築予定校を除く)全学校園を対象とした照明LED化改修率							目標値	100%	
実績	令和7年度	54.2%	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	

事業成果達成状況等



【目標に対する達成状況】

学校園全体で54.2％のLED化改修率となった。引き続き、国庫補助金を有効に活用するとともに前年度設計を行うなど、着実かつ早急にLED化改修を進める。

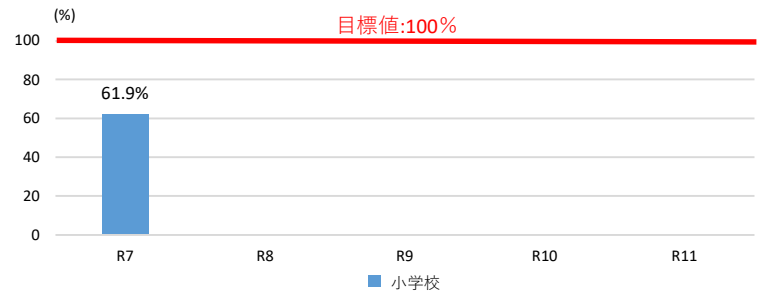
振り返りと今後の取組

取組と成果	課題	今後の取組方針
①学校施設マネジメント計画(実施計画)に基づき、予防保全改修設計(明城小)、照明LED化改修(長洲小他10校)を実施した。下坂部小学校建替整備事業は公募したが不調となり、募集要項を見直し再公募を開始した。 また、各種施設整備事業として、外壁改修(立花西小他4校)のほか防水改修(浜田小他2校)、アスベスト除却工事(上坂部小、小田北中)、空調更新(難波小他11校)、給食室換気設備更新(立花南小他3校)、老朽化ガス配管改修(成徳小、大庄北中)、消防設備改修(尼崎高)等を実施し、児童生徒等の安全と良好な教育環境の確保を図った。	①「学校施設マネジメント計画(実施計画)」に基づき、下坂部小学校建替事業やLED化改修、長寿命化改修を確実に実施し、施設の長寿命化を図るとともに、直近で建替や大規模改修工事を実施しない学校についても、児童生徒が安全かつ安心して学ぶことができる環境を維持・改善していくため、着実に各種改修工事を行う必要がある。	①引き続き、下坂部小学校建替整備事業の事業者選定業務を実施するほか、配膳室整備工事設計(下坂部小)、長寿命化改修工事(明城小)及び、照明LED化改修設計(立花小他12校)を実施する。 また、外壁改修(明城小、武庫中)のほか、防水改修(明城小他2校)、体育館床改修(杭瀬小)、空調整備・更新(杭瀬小他3校)、給食室換気設備更新(浜小他4校)等についても実施する。

取組と成果	課題	今後の取組方針
②トイレ整備については、洋便器化に加え、自動照明化や自動水栓化、劣化状況に応じ内装改修を実施している。令和7年度は、小学校2校、中学校1校、幼稚園3園の整備を実施した。洋便器率は、学校園全体で76.8%(令和7年度末現在)となった。	②令和9年度に洋便器率80%の目標達成に向け、国庫補助金を有効に活用するとともに前年度設計を行うなど、着実かつ早急に洋便器化を進める必要がある。	②前年度設計を実施した明城小学校を含めた2校（明城小、双星高）の整備を実施するとともに、5校園(尼崎北小、大成中、立花幼、武庫幼、園和北幼)の設計委託業務を進める。
③令和7年度は、中学校3校（工事2校・設計1校）の整備を実施した。財源及び事業手法などを検討し、令和8年度から令和10年度で全ての学校の体育館等に空調を整備する整備方針を策定した。	③入札実施回数の確保など、入札不調への対策を講じ、体育館空調の整備方針に沿った計画的な整備を着実に進める必要がある。	③全学校(58校)の体育館等を3年間で整備する。(なお、下坂部小学校については建替に併せ整備) 令和8年度は、全ての中・高等学校に体育館空調を設置する。
④園田南小学校区内の児童数の増加に伴い、令和７年度に令和10年度供用開始を目指した新校舎（１階給食室、２階４教室）の設計業務委託を実施した。	④園田南小学校、上坂部小学校及び清和小学校については、児童数が増加傾向にあり、普通教室等の不足が見込まれる。小園中学校については生徒数増加や段階的な35人学級制に伴い、教室等の不足が見込まれる。	④園田南小学校は、令和8・9年度の2か年で１階給食室及び2階普通教室の新校舎建設工事を行う。上坂部小学校及び小園中学校は、教室及び特別教室改修工事の設計に着手する。 清和小学校及び小園中学校は、児童生徒数推計に基づき、必要教室数を見極め、校舎増築等の検討を進める。あわせて、外部委託した児童生徒数推計の結果を基に、学校規模の適正化について検討を進める。
⑤学校プール授業について、小学校4校で民間施設を活用したモデル実施を行い、児童の泳力向上や教員の指導力向上、負担軽減の観点で一定の成果を確認できた。	⑤民間施設バスの活用や校区外の施設への徒歩移動等を検証し、今後の水泳授業の方向性を検討する必要がある。	⑤引き続き、民間施設活用に向けた課題解決方法をモデル実施で検証し、令和9年度以降の水泳授業の方向性を検討する。

項目	安全・安心でおいしい給食の提供に向けた環境整備	担当課	学校給食課
	各学校給食施設・設備の清潔、衛生の維持のため、日常及び定期点検を行い、衛生管理上における重要度から見た優先順位を付け、機器の更新・修理を計画的に行います		

達成状況

成果指標	小学校の給食調理室の空調整備率								目標値	100%
実績	令和7年度	61.9%	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
事業成果 達成状況等							【目標に対する達成状況】 小学校等42校中26校の空調整備が完了した。			

振り返りと今後の取組

取組と成果	課題	今後の取組方針
①給食室の空調設備設計（清和小他3校）、空調設備工事（浦風小他6校）を実施した。	①給食室における適正な衛生管理の確保、調理師等の労働環境の改善を図るため、空調未整備校（残り16校）への空調設備の導入による暑さ対策を講じる必要がある。	①令和8年度は、空調設備設計（武庫庄小他4校）空調設備工事（清和小他3校）を実施する。
②小学校等学校給食調理業務委託については、令和7年度末に契約期間満了となる7校及び新規校1校について、プロポーザル方式による事業者の選定を行った。	②全校委託化の目標年度の設定にあたっては、調理師の退職動向等を踏まえる必要がある。	②令和８年度末に契約終了となる９校及び新規校２校の業者選定を行う。また、委託校における調理業務の遂行状況を確認・指導、委託事業者へのヒアリングを実施するなど、安全・安心な給食提供に努める。

項目	国の動向や社会情勢を踏まえたICT 環境整備	担当課	教育情報システム課、学び支援課
	ICT 環境基盤の着実な更新を実施するとともに、国で検討を行っている新たな教育のICT 環境整備方針や社会情勢の変化に対応するため、ネットワーク環境の更なる改善を行います。		

達成状況

成果指標	全国学力・学習状況調査で「授業でPC・タブレットなどのICT機器を週3回以上使用している」と回答をした児童生徒の割合								目標値	小・中ともに70％以上
実績	令和7年度	小70.1％ 中73.4％	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	

事業成果
達成状況等



【目標に対する達成状況】

全国学力・学習状況調査の回答結果について、令和７年度は小学校70.1％・中学校73.4％と、いずれも目標値を上回った。

振り返りと今後の取組

取組と成果	課題	今後の取組方針
①GIGAスクール構想において整備した児童生徒1人1台端末は、令和2年度の整備から6年目を迎え、経年劣化による故障台数が増加していることなどから、市立小・中学校の全ての児童生徒用端末の更新整備を行った。端末の更新整備に際しては、まだ使用できる状態の良い端末について、庁内で再利用の希望のある部署へ配布することで、有効活用を行った。	①現行の教育ネットワークシステムでは、校務系ネットワークと学習系ネットワークが分離されているため、ログイン時の二重入力等により、情報連携に時間を要している。また、市立幼稚園には同ネットワークが未整備であり、教育DXの推進に向けた環境整備が必要である。	①次期教育ネットワークシステムは、校務・学習系ネットワークの統合、ゼロトラスト型セキュリティを導入し、次世代の教育DX環境を実現するための基盤整備を行う。

項目	保護者の負担軽減に向けた取組	担当課	学校給食課、学事企画課、教育情報システム課
	子育てに係る保護者のさまざまな負担軽減に向けた取組を進めます。		

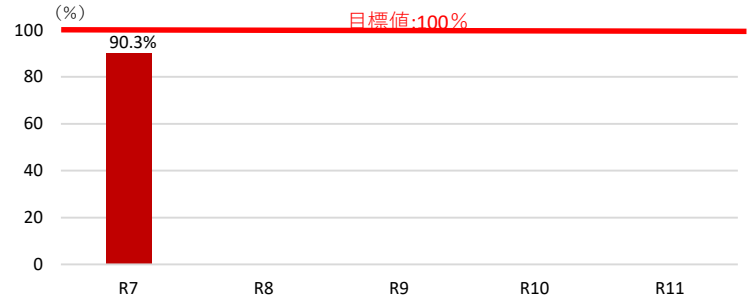
振り返りと今後の取組

取組と成果	課題	今後の取組方針
①栄養バランスのとれた給食の提供を行うため、令和7年4月に給食費を改定し、保護者負担額については物価高騰分の一部を公費で負担し、保護者の負担軽減を図った。また、学校給食運営会議において物価高騰等の状況や課題、今後の小・中学校給食費の改定について検討した。	①引き続き、食材の物価高騰が予想され、現在の給食費では国の定める学校給食摂取基準を満たすことが困難な状況となり、献立内容にも影響が生じる可能性がある。	①令和8年度は、国による「学校給食費の抜本的な負担軽減」の実施により、小学校等は全額公費で負担し、中学校等については、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の活用により、半額を公費で負担し、保護者の負担軽減を図る。今後も、物価高騰の状況や国における中学校への対応等を勘案しながら、適切な対応に努める。
②就学援助の支給金額及び支給費目について、国の標準単価と差が生じていることや、支給対象としていないものがあることから、令和８年度向けに増額を行った。	②国の標準単価は毎年見直しが行われることから、今後さらなる単価引き上げが行われた場合は、相応の予算確保が必要である。また、令和９年度向け新入学学用品費の入学前支給分からのオンライン申請導入に向けた環境整備を行う必要がある。	②就学援助の支給金額及び支給費目については、国の動向を注視し、引き上げが行われた場合には本市も追随する形で予算の確保に努める。オンライン申請については、既に導入している自治体の事例を参考にしながら、学校と市教委の役割分担の整理を行い、保護者等の負担軽減に向けた取組を進める。
③市内の小・中学校における家庭からの欠席等連絡手段を統一し、保護者の利便性向上を図るため、学校保護者連絡システムを導入するよう検討を進め、令和8年度向けに予算化した。	③家庭調書・保健調査票等の保護者提出書類の多くが紙媒体であり、配布・回収作業が保護者・学校双方の負担となっている。	③令和10年度に実施予定の教育ネットワークシステムの二層分離の廃止により、オンライン提出機能を備えたクラウド型校務支援システムへの更新が可能となる。校務支援システム標準化に係る兵庫県の動向を注視しつつ、保護者提出書類のデジタル化について、費用対効果や運用面、安全性等を踏まえ、効果的な手法を引き続き検討する。

各論	5　教員の育成・勤務環境の整備

項目	令和の日本型学校教育の実現に向けた教員の育成	担当課	教育情報システム課、学び支援課
	「環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続ける」「子ども一人ひとりの学びを最大限に引き出す役割を果たす」「子どもの主体的な学びを支援する伴走者としての能力を備えている」教職員を育成します。		

達成状況

成果指標	研修で学んだことを今後の教育実践で試してみようと思うと回答した教職員の割合							目標値	100%	
実績	令和7年度	90.3%	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
事業成果 達成状況等								【目標に対する達成状況】 令和6年度（96.1%）から比べると目標までの数値が下がった。今後、受講者が目的意識をもって、より主体的・対話的に取り組めるような教職員研修を実施する。		

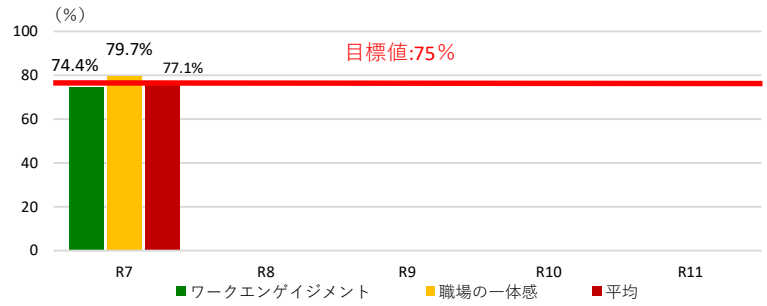
振り返りと今後の取組

取組と成果	課題	今後の取組方針
①ICT活用研修講座を実施するとともに、学校訪問時には指導助言を行った。また、尼崎市版GIGAスクール（AGS）掲示板において、ICT機器を活用した授業実践事例の共有を行い、各教師が授業の実践に生かすことができるようにしている。	①教職員のICT活用能力は上がってきたが、今後は授業においてどのように活用して学びを深めていくかが課題である。ICTをより一層効果的に活用した「主体的・対話的で深い学び」につなげていくことが必要である。	①ICTをより一層効果的に活用した「主体的・対話的で深い学び」につなげていくため、授業づくりハンドブックを見直しながら指導助言やICT活用研修講座を充実させるとともに、収集した授業実践の周知を図っていく。
②「多文化共生」「ヤングケアラー」「子どもの権利条約」「LGBTQ」をテーマにした人権教育研修講座（4回）を開講するとともに、今年度は全ての校園種の人権教育担当者を対象とした日本語指導が必要な児童等への対応についての研修（2回）を実施し、人権への感度を高めることができた。	②日本語指導が必要な児童等への支援について、各学校園での取組の共有や事例検討を行うとともに、研修において「尼崎市多文化共生教育ガイドライン」の周知を図ることで、より実践的な支援につなげる必要がある。	②日本語指導が必要な児童等への対応について学ぶとともに、多文化共生社会の実現に向けた人権意識の涵養を目的とした教職員研修を引き続き実施する。
③初任者研修ではいじめ事案の対応における初期対応の大切さについて学ぶとともに、「情報セキュリティ研修」や「子ども理解のための研修講座」において、児童生徒理解、いじめ等への対応力の向上を図った。	③オンライン上やSNSでのいじめ等、いじめの多様化・複雑化への対応、また様々な発達特性への理解や対応が課題となっている。	③引き続き、教員のいじめに対する感度を向上させる機会を充実させるとともに、特別なニーズのある子どもへの関わり方など、現場の声や時流に応じた内容で継続した取組を行っていく。

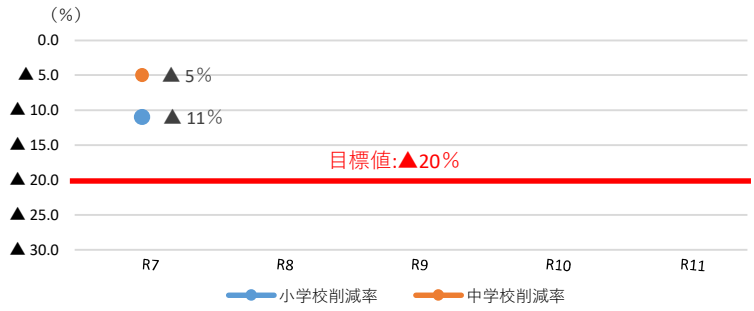
取組と成果	課題	今後の取組方針
④改めて「体罰等防止ガイドライン」の周知を行うとともに、児童生徒理解を深め人権意識の向上につながる研修を行うことで、体罰を防止するとともに、体罰等によらない指導について啓発した。	④体罰等防止ガイドラインは、学校現場に浸透してきているが、体罰・暴言等が依然としてゼロにはなっていないため、更なる児童生徒理解を深める必要がある。	④引き続き、児童生徒理解のためのポジティブ行動支援に係る研修を全校種及び初任者、2年次、3年次、中堅教諭を対象に実施するとともに、初任者研修において体罰防止研修を新たに加え、指導方法の改善につなげる。
⑤臨時的任用教員を含む若手教員（採用2年目まで）を対象に授業改善や学校運営に関するアドバイザーを定期的に派遣し、授業づくりや学級づくりの課題解決及び授業内容の充実等に向け指導助言を行った。	⑤経験年数の少ない教員の指導力をより向上させる必要がある。また、初任の臨時的任用教員や2年次教員などへの指導を充実させる必要がある。	⑤経験年数の少ない教員等への精神的ケア、授業の充実・改善等人材育成に向け、縮小してきたアドバイザーによる支援体制を再構築し、教員の育成強化を図る。

項目	教員の働き方改革の推進	担当課	学び支援課、 学校給食課、職員課
	職務内容の整理に向けた検討や校務のデジタル化、人員体制強化に取り組みます。		

達成状況

成果指標	ワーク・エンゲイジメント と職場の一体感に係る質問に肯定的な回答をした教員の割合							目標値	75%	
実績	令和7年度	77.1%	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
事業成果 達成状況等								【目標に対する達成状況】 ワーク・エンゲイジメント に係る質問では74.4%、職場の一体感に係る質問では79.7%、平均77.1%の教員が肯定的な回答をしており、目標を達成している。		

達成状況

成果指標	教員の時間外在校時間の削減(R5より▲20%)							目標値	▲20%	
実績	令和7年度	小▲11% 中▲5%	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
事業成果 達成状況等								【目標に対する達成状況】 令和6年度（小▲4%、中▲5%）から比べると目標に近づいている。引き続き、学校園の勤務時間の適正化について推進していく。		

項目	教員がやりがいを感じる環境づくり	担当課	職員課、学び支援課
	職務内容の整理に向けた検討や校務のデジタル化、人員体制強化に取り組みます。		

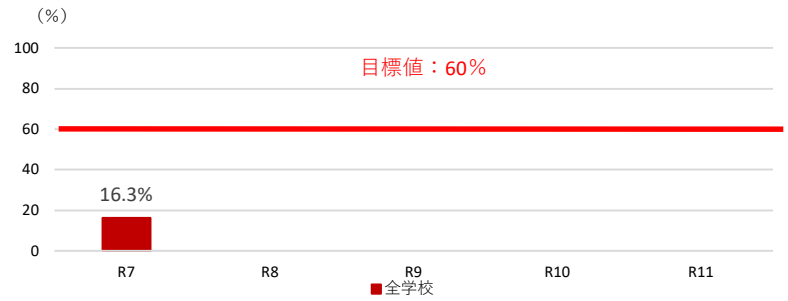
振り返りと今後の取組

取組と成果	課題	今後の取組方針
①デジタル採点システムについて、活用率に課題のあった教科での効果的な活用法や好事例を収集し、市内全校に発信した。12月末に行った活用状況調査では、約83%の教職員が負担感の軽減を感じているという結果を得ることができた。	①導入2年目となり使い慣れてきたことで、より効率的な運用が可能となり、実質的な負担軽減を多くの教員が実感し始めている。今後、さらなる活用を進めるとともに、採点結果の分析機能等を活用することで、生徒一人ひとりへの支援や教職員の授業力の向上につなげていく必要がある。	①デジタル採点システムの分析機能を活用した好事例を集めて市内全校に発信していくことで、更なる活用及び教職員の授業力の向上につなげていく。
②給食費徴収管理システム等を活用し、給食費徴収業務・債権管理業務の円滑な執行を図った。徴収率向上のため、債権回収業務委託事業を活用した弁護士法人による催告を実施するとともに、児童手当からの申し出徴収制度に基づく学校給食費の徴収を実施した。	②徴収率が目標値の99.5%を下回っていることから、引き続き、学校給食費の滞納の抑制及び滞納整理に積極的に取り組み、徴収率の向上を図る必要がある。 《現年度徴収率の推移》令和5年度 98.3%⇒令和6年度　98.2%⇒令和7年度 98.0%	②債権回収業務委託事業を活用した弁護士法人による催告、児童手当からの申し出徴収制度に基づく学校給食費の徴収を引き続き実施する。滞納者には支払督促など法的な手続による債権処理を進めるとともに、その成果をホームページ等で周知していく。
③勤務時間の適正化に向け、スクール・サポート・スタッフの配置、自動音声応答サービスの導入に加えて、出退勤システムの導入と調査を行い、一定の効果が得られた。また、令和６年度に全中学校に導入した、デジタル採点システムにおいても一定の効果が認められるとともに、スクールロイヤーの配置は対応困難事案の早期解決にも寄与している。 《R6・7年度4～12月の小中学校における主幹教諭・教諭の平均超勤時間の比較において、小学校53分／月、中学校19分／月、それぞれ削減している》	③さらなる勤務時間の適正化に向けては、「業務量管理・健康確保措置実施計画」に沿って取組を進めていく必要がある。特に中学校において、すべての教員の超過勤務時間を月80時間以内にすることは喫緊の課題である。《R7年度４～１２月期における月80時間以上超過勤務した教職員》中学校117人	③時間外勤務に係る教職員への調査結果の分析や現場からの意見に対する庁内検討会議等での議論を踏まえ、関係各課と連携し、他都市の先行事例も参考にしながら、学校園の勤務時間の適正化について、推進していく。
④令和元年８月から市立学校における校務員業務の執行体制を段階的に見直し、令和７年度末までに計19校の校務員業務を委託した。令和８年度からは、尼崎琴葉中学校を含めた４校を加え、計23校の校務員業務を委託することとした。	④校務員の転職・退職動向等を踏まえ、今後も計画的に委託化を進める必要がある。	④継続的かつ安定的な業務執行体制の構築に向け、校務員の転職・退職動向等を踏まえながら、計画的に委託化を進めていく。

各論	6　学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実

項目	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進による「地域とともにある学校づくり」の実現	担当課	社会教育課
	コミュニティ・スクールの取組を進め、「地域とともにある学校づくり」の更なる推進を図ります。		

達成状況

成果指標	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動により、学校が抱える課題等の解決策が見いだせたと回答した学校の割合								目標値	60%
実績	令和7年度	16.3%	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
事業成果 達成状況等									【目標に対する達成状況】 令和6年度（31.7%）から比べると目標から遠ざかっている。引き続き、学校や地域にとって効果的な活動となるよう行政による継続した支援が必要である。	

振り返りと今後の取組

取組と成果	課題	今後の取組方針
①新たに中学校4校、高等学校2校、特別支援学校1校の計7校にコミュニティ・スクールを導入し、令和8年4月開校の尼崎琴葉中学校を除く全ての市立学校において導入を完了した。学校訪問等を通じた支援や研修会、また、アンケート調査を実施するなど、コミュニティ・スクールの活性化に向けた取組を進めた。	①令和7年度末に実施したアンケート調査結果では「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動により、学校が抱える課題等の解決策が見いだせた」と回答した割合が16.3%となっている。学校や地域にとって効果的な活動となるよう行政による継続した支援が必要である。また、尼崎琴葉中学校では、コミュニティ・スクール導入の検討を進める必要がある。	①コミュニティ・スクールの全市展開の体制が整ったことから、伴走支援を一層充実させ、活動がこれまで以上に活性化されるよう取組を進めていく。また、尼崎琴葉中学校での導入については、新たに配置される学校管理職等と共に、その導入時期や委員の人選等についての検討を行う。
②新たに市立学校7校においてコーディネーターを配置した。また、文部科学省CSマイスターを講師に招へいし、学校管理職、学校運営協議会会長、地域学校協働活動推進員を対象に、中・高等学校等の取組事例をもとにしたテーマ型のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を中心とした研修会を実施した。加えて各地域課を訪問し、コミュニティ・スクールに関する情報提供を行うとともに、今後の連携について話し合った。	②尼崎琴葉中学校を除く全ての市立学校でコーディネーターの配置が完了し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進体制が整ったことから、地域と学校の協働の取組の活性化に向け、この体制を効果的に機能させる必要がある。また、地域課等と連携・協力し支援体制を強化することで、学校を核とした実効性のある取組にしていく必要がある。	②学校運営協議会会長や地域学校協働活動推進員同士の交流会について、地域課等と連携しながら開催に向けた検討・調整を行う。また、尼崎琴葉中学校においては、コミュニティ・スクールの導入に合わせたコーディネーターの配置の検討を進める。

項目	多様なスポーツ活動及び文化・芸術活動に関わることができる環境の確保	担当課	地域クラブ推進担当
	学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた取組を一層進め、生徒が多様なスポーツや文化・芸術に関わることのできる環境を確保します。		

達成状況

成果指標	部活動が地域クラブに移行した割合								目標値	100%
実績	令和7年度	27.2%	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	

事業成果
達成状況等



【目標に対する達成状況】

令和7年度は27.2%のクラブ移行を行った。引き続き、地域クラブ数拡充の取り組みを推進する。

振り返りと今後の取組

取組と成果	課題	今後の取組方針
①モデル校3校に設置した「アマカツクラブ」（13クラブ）の運営及び「認定地域クラブ」の増に取り組んだ（R8.3.31現在：53クラブ）。 また、取組を強化するために、10月に地域クラブ推進担当を設置するほか、地域クラブ専用ホームページや市ホームページ・公式SNSによる情報発信を行った。加えて、小学生に対しては、マンガを活用したリーフレットを配布した。 あわせて、取組推進にあたっての多岐に渡る課題を体系的に整理するとともに、教育委員会が一丸となって対応を検討するための連携会議を設置・開催し、令和８年度予算への反映や、今後の取組の具体的な方向性を整理した。 また、令和8年1月、生涯学習プラザ等において保護者等説明会を実施し、本市の取組内容を説明するとともに、生徒や保護者の不安の解消に努めた（7か所計877人参加）。	①地域クラブ数の拡充にあたっては、指導者の確保や、活動場所の整備や使用ルール等環境整備が必要である。 また、地域クラブ活動の取組推進にあたり、開放時間、施設維持管理、利用申請方法等、学校施設の使用や管理の在り方を整理する必要がある。また、今後、体育館空調が整備されるため、体育館利用の有料化の検討が必要である。 あわせて、取組状況の周知・広報、会費の在り方及び困窮家庭等への支援の検討など、生徒と保護者が安心して地域クラブに参加できる環境づくりが必要である。	①「アマカツクラブ」指導者の確保に向けては、謝金を増額するとともに、中体連大会参加に必要な指導者資格取得費用を支援する。認定地域クラブの拡充に向けては、新規立ち上げに係る支援金制度を創設する。 会費等の受益者負担についても、困窮家庭等への支援の在り方とあわせて検討を進める。 活動場所となる学校施設については、夜間照明の設置を進めるとともに、教室等の使用に係る管理手法、スマートロック等の施設管理の手法、学校備品等を含む費用負担の考え方などについて、学校施設の管理の検討を行う。 取組全体の進捗状況等について、市報や専用ホームページ、動画コンテンツなどを活用しながら、広く周知を図る。また、令和8年11月頃より、生涯学習プラザ等において保護者説明会を実施し、これまでの取組内容と今後の取組について説明し、生徒や保護者の不安解消に引き続き努める。

項目	青少年健全育成・非行化防止に向けた、補導活動や啓発活動の継続	担当課	社会教育課
	少年補導委員の活動の内容や体制の在り方について検討するほか、市民が青少年の健全育成・非行化防止に関心を寄せてもらえるよう効果的な啓発活動に取り組みます。		

振り返りと今後の取組

取組と成果	課題	今後の取組方針
①少年補導委員による地域での見守り活動が円滑かつ着実に実施できるよう、定数及び年齢要件、活動内容等の見直しを行った。また、委嘱期間が令和7年度末で満了となることから、令和8年度の委嘱に向けて、社会福祉協議会への推薦依頼を行った。 負担軽減の取組の一つとして一部導入している活動報告書の電子化について、令和8年度から完全移行するため入力項目を見直し、少年補導委員へ積極的な周知を行った。 少年補導委員の担い手を増やす取組として知名度を向上させるためPRチラシを作成し、公立幼稚園、公立小学校、中学校の全児童・生徒に配布し保護者向けにPRを行った。 青少年問題に関する啓発活動として、立花南生涯学習プラザ及び小田北生涯学習プラザにおいてパネル展を実施するほか、青少年健全育成・非行化防止標語の募集を行い7,833作品の応募作品の中から、市長賞・市議会議長賞・教育長賞を選出、表彰した。	①少年補導委員数が減少傾向にあることから、引き続き在り方や活動内容の検討と活動の認知度向上が必要である。推薦依頼先である社会福祉協議会から成り手不足の意見も出ていることから、新たな推薦依頼先等の検討が必要である。	①少年補導委員の担い手確保のため、親しみが持てるような名称への変更や従来の活動に加えた子どもとの関わりの場の提供、新たな推薦依頼先の検討など、少年補導委員の意見も聞きながら、引き続き、各種取組を進めていく。 また、青少年問題に関する啓発活動においては、市民がより関心を持てるよう、継続してパネル展や標語募集に取り組む。

各論	7　市民の多様な学びと活動を支える機会の充実

項目	文化財保存活用地域計画の策定と推進	担当課	歴史博物館
	地域総がかりで有形・無形の文化財を守り、活かし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続につなげ、後世に伝える取組を推進するため、文化財保存活用地域計画を策定します。		

振り返りと今後の取組

取組と成果	課題	今後の取組方針
①パブリックコメント、市民アンケート調査、文化財保護審議会・地域計画協議会の意見聴取等を行い、尼崎市文化財保存活用地域計画を作成した。また令和7年12月19日に開催された国の文化審議会への諮問、答申を経て、国の認定を受けた。計画を広く市民に周知するためのシンポジウムを令和8年3月21日に実施した。	①計画に記載された、文化財保護行政の方向性を示すマスタープランに基づき、地域と連携したアクションプランを着実に実施していく必要がある。併せて、地域の特色ある文化財をまちづくり等に生かす取組を推進し、地域総がかりで歴史文化遺産を総合的・一体的に保存・活用を推し進める必要がある。	①計画に記載された措置(アクションプラン)については、関係部局や市民等との連携を強化し、地域の特徴を生かした地域振興に資する歴史文化遺産を総合的に保存・活用していく。
②計画にある目指す姿、「あまがさきの歴史文化をみんなで知って、守って、生かし、広げよう」に基づき、本市に現存する最古の洋風建築物である旧尼崎紡績本社事務所の保存に向けた啓発活動等の実施及び国の登録有形文化財への登録を申請した。また、更なる保存・活用に向けた機運醸成を図るため、各種イベントの開催、啓発活動、関連グッズ販売、文化財保存活用基金への寄付協力の呼びかけを行った。さらに市民等の憩いの場としての活用に加え、建物への関心につなげるため、敷地の不陸を修繕し、コスモスの栽培を行った。	②旧尼崎紡績本社事務所の取組については、文化財の価値を実感してもらうため、魅力向上・情報発信などの保存・活用に向けた機運醸成の取組を継続する必要がある。また、旧尼崎紡績本社事務所保存・活用に関する指針に基づき、今後の保存・活用方法の方向性を考える必要があり、敷地については市民等の憩いの場となるようにさらなる整備を進め、建物については、今後の保存・活用に向けた基礎データの収集が必要である。	②旧尼崎紡績本社事務所については、指針に基づき、保存・活用の機運を醸成するため、今後も建物の限定公開等の各種イベント、講座・講演等の様々な機会を通じ、その必要性について市民の理解を深めていくよう取り組んでいく。また、敷地を市民等の憩いの場となるよう園庭を整備し、建物については、今後の利活用の検討に向けた構造基礎調査を実施する。

項目	歴史博物館の魅力向上と情報発信	担当課	歴史博物館
	尼崎の歴史・文化財に対する関心を高め、シビックプライドの醸成に努めます。		

達成状況

成果指標	歴史博物館年間来場者数							目標値	50,000人	
実績	令和7年度	46,277人	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	

事業成果
達成状況等



【目標に対する達成状況】

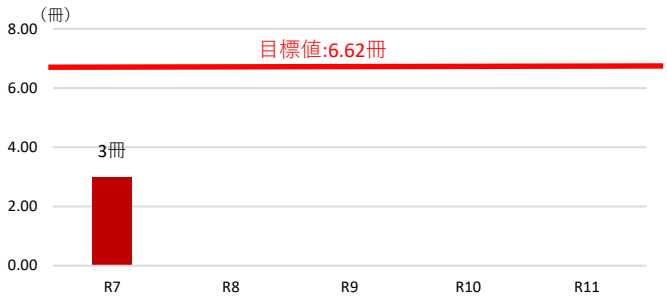
令和5年度（43,441人）から比べると、目標に近づいているが、令和6年度（48,640人）からは減少している。引き続き、歴史博物館の魅力向上と情報発信に取組み、来館者数増加を図る。

振り返りと今後の取組

取組と成果	課題	今後の取組方針
①本館企画展では、大阪・関西万博開催を記念し、歴史博物館所蔵博覧会資料コレクションを展示した。この企画展では尼崎信用金庫と連携し、前期を歴史博物館、後期を尼信会館で実施した。また、兵庫県立人と自然の博物館とも連携し”モノ”をアップサイクルし新たな価値を付与した「価値の見直し展」巡回展を歴史博物館で実施した。特別展では、安土桃山時代から江戸時代初期の初代尼崎藩主となった建部氏の業績を中心に激動の尼崎の歴史を紹介した。この他、展示解説や講座を実施し、SNSを利用した情報発信については週1回程度で更新を行い、より早く届けられるよう積極的に取り組んだ。	①地域に伝わる歴史文化遺産である尼崎にゆかりの文化財や歴史資料を市民にわかりやすく、積極的に展示する必要がある。また、より多くの来館者を獲得し、リピーターを増やしていくため、目新しく時宜を得た企画・事業を展開する必要がある。さらに博物館や展示に係るサイン・ディスプレイなどの展示備品の充実を図る必要がある。特別展においては、魅力ある展示とするため普段見ることのできない他市資料の借用などを積極的に実施する必要があるが輸送費の高騰、物価上昇により限られた予算内でしか開催できない。併せて博物館業務の安定的な継続に資する専門職の人材確保・育成を行う必要がある。	①歴史文化遺産の収集、調査、整理を着実に推進する。また、歴史資料は確実に保存・活用し、シビックプライドの醸成に資するよう取組を継続する。若手職員を中心とした研修会を定期的に行い、それぞれが持つ分野の業務内容や博物館の機能について相互の理解を深めていく。特別展では、都市化の進捗が早かったため、地域に埋もれてしまった文化遺産である尼崎の古墳に着目して実施する。さらに、本市の資料とともに他都市の古墳出土資料を比較しながら、わかりやすく紹介する。情報発信についても博物館や展示に係るサイン・ディスプレイなどの充実に向けた検討を行う。
②資料のデジタル化については尼崎紡績関連資料、長洲天満宮絵馬、その他歴史博物館所蔵写真約1万4千点を実施した。そのうち、所有するデジタルコンテンツのひとつデジタルアーカイブについては、尼崎城関連絵図等を追加し、720件の資料を公開している。更に文書群3件583点の概要、目録をホームページで公開した。	②歴史博物館デジタルアーカイブを含めた各種デジタルコンテンツについて、利用者の利便性と満足度を向上させるためには、まず博物館所蔵資料のデータベース強化をできる限り進めていくことが求められる。これと同時に、今後も蓄積し続けるデータベースに対して、利用者が求める情報に迅速かつ正確にアクセスできる環境整備が必要である。	②まずは所蔵資料のデータベース化を進め、歴史博物館デジタルアーカイブ等の公開コンテンツで発信し、さらに中身を充実させる。

項目	図書サービス網のさらなる充実	担当課	中央図書館
	来館者数、貸出冊数増に向けた取組を進め、同時に地域バランスを考慮した図書サービス網のさらなる充実を目指します。		

達成状況

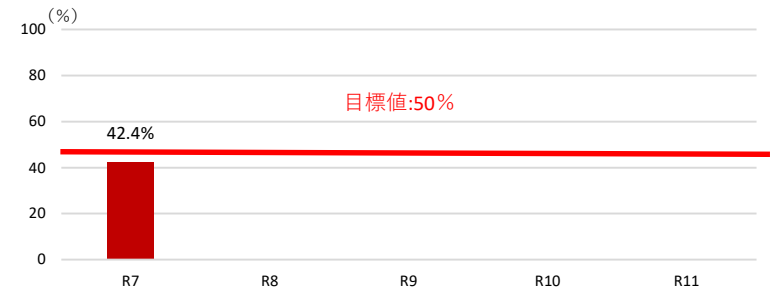
成果指標	市民1人あたりの貸出冊数							目標値	6.62冊	
実績	令和7年度	3.00冊	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
事業成果 達成状況等								【目標に対する達成状況】 令和6年度（3冊）と比べると変化がない、引き続き、ハード・ソフト面の充実に取り組み、市民の図書館利用の促進を図る。		

振り返りと今後の取組

取組と成果	課題	今後の取組方針
①新図書館整備に係る基本計画の策定に向けた検討を行い、施設機能や整備の考え方について関係部局との調整を進めた。また、中央図書館では、長寿命化改修工事と併せて、魅力向上及び機能充実を図るため、リニューアル基本計画を策定する方針を定めた。	①新図書館の整備については、基本計画を踏まえ、施設機能の充実や図書サービス網の強化、利便性の向上が必要である。また、中央図書館の長寿命化改修工事に併せたリニューアルによる機能・サービスの向上や、図書サービス網の充実、図書館利用者の利便性の向上に向けた方策を検討していく必要がある。	①新図書館を地域に開かれた交流拠点とするため、基本計画に基づき、関係部局と連携しながら事業者選定・整備に向けた取組を進める。また、施設機能や運営内容が計画の趣旨に沿ったものとなるよう、学校図書館の地域開放の活用による図書館機能の充実について検討を行う。あわせて、ICタグの導入を含め、中央図書館のリニューアルに係る基本計画の策定に向けた検討を進める。

項目	健康ふれあい体育館等を中心としたスポーツに触れる機会の確保	担当課	スポーツ推進課
	多様な主体とともに、市民がスポーツに関わることができる様々な機会を設け、スポーツのまち尼崎を体現していきます。		

達成状況

成果指標	健康を意識した運動やスポーツを行っている市民の割合							目標値	50%	
実績	令和7年度	42.4%	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
事業成果 達成状況等								【目標に対する達成状況】 令和6年度（46%）からみると減少している、引き続き、日常的に誰でも参加できるスポーツ環境の整備について、取り組みを進める。		

成果指標	誘致大会観戦者及び市民スポーツ大会参加者数							目標値	81,000人	
実績	令和7年度	59,752人	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
事業成果 達成状況等								【目標に対する達成状況】 令和6年度（62,450人）からみると減少している、引き続き各種大会の開催等について周知を行い、観戦者数の増加を図る。		

振り返りと今後の取組

取組と成果	課題	今後の取組方針
①各種スポーツ団体の事務局機能を担う中で、モルック体験教室など、団体事業の支援や団体間の連携の創出を図り、活発な活動を促した。 ②いきいき百歳体操などの取組が行われている場を活用するなど、他施策とも連携しながら市民の健康づくりに向けた取組の更なる充実を行った。 ③2025-26大同生命SV.LEAGUEWOMEN「大阪マーヴェラス」による尼崎市民向け無料招待を行い、観戦をきっかけとして、スポーツへの関心や参加意欲を高める取組を行った。 ④ワールドマスターズゲームズ2027関西の水球が令和9年5月に尼崎スポーツの森で開催されることから、実行委員会・専門部会を設立し、各種計画等の調整事務を進めた。	①高齢化に伴う担い手不足の中、活発な活動が継続できるよう、団体の状況に応じた支援が必要である。 ②スポーツ振興事業団を核として、健康ふれあい体育館をはじめ社会体育施設等を活かしながら民間とは違った、より公益性の高い分野への取組強化を図る必要がある。 ③誘致大会8大会が開催され、1大会あたりの観戦者数が減少していることから、市民の関心が高い大会の誘致に努めるほか、SNSなどを活用した情報・魅力発信を行うなど、より多くの人がトップレベルのスポーツに触れる機会を創出する必要がある。 ④活気のある大会とするため、積極的な周知に努めるとともに、イベントの企画等関係機関と連携しながら取り組む必要がある。	①障害の有無や世代に関わらず地域で日常的に誰でも参加できるスポーツ環境の整備について、既存の活動への参加や連携、新たな活動への支援方法について関係団体と協議検討を行う。 ②社会体育施設等に求められる多様な役割を果たすため、より公益的な事業の強化に向け、スポーツ振興事業団と検討を行う。園田体育館の長寿命化改修工事・大庄健康ふれあい体育館の整備に取り組み、誰もがスポーツを楽しめる基盤づくりを進める。 ③関係団体と新たに協議し、尼崎市民向けに無料招待を行うなど、観戦をきっかけとしてスポーツへの関心や参加意欲が高まるよう環境整備を進める。また、引き続きホームページ並びにベイコム総合体育館及び地区体育館にて各種大会の開催について周知を行い、観戦者数の増加を図る。 ④令和9年5月開催予定に向け、実行委員会・専門部会を実施し、各種計画等の作成や本市の魅力発信を行い、機運醸成の一層の推進を図る。

項目	人権の学びを支える機会の充実	担当課	社会教育課
	多様化する人権問題について、決して「誰かのこと」ではない身近な問題として受け止められるよう引き続き、啓発に努めます。		

振り返りと今後の取組

取組と成果	課題	今後の取組方針
①市民の主体的な学習活動の機会を持続的に確保するため、人権学習に取り組む29の小集団学習グループの活動を支援した。小学6年生と一緒に学習を行うグループもあり、子どもと学習内容を共有することで、家庭での会話が増えたという意見もあり、人権に対する意見交換が行える場を提供した。 人権学習への体験的機会として「じんけん学習サポート事業」を実施。申請のあった1グループの学習活動サポートを行った。 市民への啓発として、戦後80年という節目の年に「21世紀は平和の世紀？」と題したリーフレットを作成し、児童・生徒を中心に幅広く配付し、平和について啓発を行った。 親子で人権を学ぶ機会として実施している夏休み親子人権学習においても、戦後80年という節目の年に平和をテーマに、当事者朗読による紙芝居、アニメ映画、講話の三部作で啓発を行った。	①小集団学習グループの主な母体である各学校園のPTA活動のスリム化等に伴い、令和8年度以降の学習中止が相次いでいる。また、PTAを母体としない自主グループにおいても、参加者の就労等の理由から、学習継続が困難な状況にある。	①小集団学習グループの学習活動支援を継続するとともに、小集団学習グループ以外にも、自分が知りたい人権について気軽に学習できる機会や環境、仕組みづくりを検討していく。

項目	地域の歴史や図書等を通じた学習の支援の継続	担当課	歴史博物館、中央図書館
	読書に親しむきっかけとなる事業を継続的に実施し、図書館、図書室の利用拡大に努めます。 また、歴史博物館では、引き続き、市民と協働で体験学習活動等を実施するとともに、学校とも連携し、教育普及活動等の充実を図ります。		

達成状況

成果指標	教育普及事業の参加者延べ人数							目標値	3,120人	
実績	令和7年度	3,172人	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
事業成果 達成状況等								【目標に対する達成状況】 令和7年度は目標を達成した（達成率102%）引き続き、身近な地域の歴史文化に対する関心を高めるよう取組を進める。		

成果指標	図書館行事参加者数							目標値	12,000人	
実績	令和7年度	10,411人	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
事業成果 達成状況等								【目標に対する達成状況】 令和5年度（8,833人）令和6年度（10,021人）から比べると、年々目標に近づいている、引き続き指定管理者やボランティアと連携し多様な図書関連講座等を実施し、全市的な読書を通じた学びの機会のより一層の充実を図る。		

振り返りと今後の取組

取組と成果	課題	今後の取組方針
①親子を対象とした読み聞かせや児童向け行事をボランティアと協働で実施したほか、成人層を対象とした図書関連講座を開催し、幅広い世代に向けた読書活動の推進及び図書館利用の促進を図った。また、関係機関と連携した事業の周知や参加促進に取り組むとともに、新たにInstagramを導入するなど情報発信の充実を図った。	①図書館や地域での読書推進に向け、子育て世代への継続的なアプローチに加え、図書館利用の少ない若年層への効果的な情報発信や参加機会の創出を図り、読書に親しむ機会の充実及び利用者数の増加につなげる必要がある。	①親子向けの読み聞かせや図書関連講座など、読書に親しむきっかけとなる事業をボランティアや関係機関と協働して継続的に実施するとともに、若年層を含めた幅広い世代の利用につながるよう、SNS等を活用した情報発信の充実を図り、図書館及び図書室の利用拡大に努める。

取組と成果	課題	今後の取組方針
②令和6年度から学校教育との連携・実施する尼崎歴史探索（AMATAN）事業については、来館する各学年の学習内容に応じたワークシートを歴史博物館が作成し、児童が常設展示を観覧する際に活用してもらうほか、学校のニーズや滞在時間に応じ、映像の視聴や実物資料に触れる体験等を通じ、歴史博物館ならではの学習機会を創出できた。	②学校では学べない、歴史博物館ならではの歴史体験学習メニューの拡充を検討し、児童が尼崎市の歴史について更に興味関心を持ち、再び来館してもらえるよう学習内容の充実を図る必要がある。	②歴史博物館の展示を通して実施する歴史学習や市民講座、体験学習等の教育普及活動について、SNS等を駆使し、更なる情報発信を図る。市民とともに歩む博物館として、市民のシビックプライドの醸成を図り、多くの市民の関心を高めるように努める。尼崎歴史探索（AMATAN）事業をはじめとする学校団体の見学プログラムを工夫し、更に内容を充実させていく。また、歴史教育の場所づくりとして市民と協働するボランティアの養成等をより一層推進していく。
③歴史的公文書については、令和４年度から「尼崎市公文書の管理等に関する条例」が施行され、重要な価値を有する公文書（歴史的公文書）は市民共有の知的資源として、永久に保存されることとなった。令和7年度は384件の歴史的公文書が歴史博物館に移管された。	③歴史的公文書の利用に不可欠な目録公開点数は9,463点で、利用実績も令和6年度の23件59点から7年度42件138点と増加している。ただし、令和6年度から永年保存文書が30年保存へと有期限化になったことから、従来の有期限文書に加わり選別作業に多くの時間を割かなくてはならず、公開業務（公開用目録整備等）などが滞る等の支障が出て来ている。	③旧永年文書の移管により、閲覧利用請求件数が増加しており、さらなる利用者の要求に対応するためには目録公開点数を増やす必要がある。現在の限られた人員の中で計画的に着実に少しずつ進めていく。また、基幹業務システムの更新を令和９年１０月に控えている。
④田能資料館企画展では、発掘されたイヌの骨からヒトとの関わりを考え、弥生時代の認識を深める「ワンちゃんたちのプロフィール」等を実施した。また、弥生時代の人々の生活の一端がわかる体験学習等を実施した。館については大規模改修工事に向け、耐震補強及び延命化工事の設計委託を行った。	④田能資料館では、新たな来館者の確保に向けた企画展・体験学習等の創意工夫が必要である。	④令和9年度の延命工事実施に向け、工事準備や休館時における体制等の検討を進める。

その他	適法・適正な行政運営の実現

項目	体罰のない学校づくりに向けて
	児童生徒、教職員、誰もが安全・安心にすこやかに学べる、体罰の生じることのない環境づくりを進めます。

現状

市立高校における体罰事案を受けて設置した「体罰根絶に向けた有識者会議」の議論のまとめで示された課題や改善の方向性を『体罰根絶アクションプラン』として体系化し再発防止に取り組んでおり、全取組項目で取組済もしくは一部取組済と進捗している。
また、これまで年に１度実施していた『子どもの人権アンケート』に代えて、令和７年１２月から体罰だけでなく、虐待、いじめなどあらゆるこどもの人権侵害を対象に、常時受け付けができる通報窓口「こどもの人権侵害に関する窓口　あまきゅあ」が開設された。

今後の取組

体罰等防止ガイドラインは、学校現場に浸透してきているが、体罰等が依然としてゼロになっていない。今後も引き続き、継続した取組を行う必要があり、「体罰等防止ガイドライン」の周知を継続するとともに、子どもの多様性への理解を深め、体罰等によらない指導のあり方を学ぶなど、より実践的な内容の研修を充実させる。また、「こどもの人権侵害に関する窓口　あまきゅあ」への通報があれば、通報内容により、教育委員会及び福祉部局のそれぞれの相談・対応窓口に届き、それぞれの窓口において即時性を高めた取組みを行っている。

項目	不祥事の再発防止に向けて

事案概要

①尼崎市立高等学校の教員が令和７年4月、２回に渡り、市内公園において市民に向けて下半身を露出し、公然わいせつ罪により逮捕された。（停職6月）
②職員が令和８年１月に学校敷地内のごみ置き場に廃棄されていたものを無断で回収し、個人間取引アプリケーションソフトウェアに出品してその販売利益を得ようとした。また、私物を常習的に職場に持ち込み、公務時間外のみならず、公務時間中においても、出品作業を行っていた。（停職1月）

事案検証

①当該教員は、日ごろのストレスを理由に、関係のない一般市民に対し、下半身を露出することで、ストレスの解消を行ったことが原因であると考える。教育公務員としての自覚以前の問題であり、一社会人として庇いようのない行いについて、法令遵守の感覚が著しく欠如していたことが原因であると考える。
②当該職員は、本事案における廃棄物の売買以外にも、私物を常習的に職場に持ち込み、公務時間外のみならず、公務時間中においても、出品作業を行っていたことが確認されている。これらの行為は、職務専念義務に対する意識の薄さが原因と考えられるものであり、公務員としての自覚が欠落していたと言わざるを得ない。

リスク対応策

①非違行為が行われた際の責任と、身近に起こった不祥事を自分事として考えることについて、令和６年度に全学校園教員を対象に非違行為防止研修を二度実施した。令和７年度は、前年度未受講者に対し、同様の研修を実施し、個人・組織として非違行為が起こらない環境づくりについて指導した。継続的に同様の研修を行うことで、非違行為の未然防止に努める。また、教育委員会として、各学校園長に対する目標設定面談において、非違行為防止取組の設定を促している。
②本事案は、学校園内でも目が行き届きにくい領域で起こった事案であったことを反省点として踏まえ、各学校園長に対し、学校園内における管理・監督責任について周知・啓発を行い、問題意識の共有化を図った。

項目	事務処理ミスの防止に向けて

事案概要

①令和７年１２月下旬、市内小学校で特別支援学級担任が、児童に渡す通知表の印刷中に設定を誤り、合計4名の通知表の一部の内容が入れ替わった状態で配付し、個人情報を漏洩した。後日保護者からの指摘を受け確認したところ、2名の誤配付を確認し再配付し、1月に他の児童の通知表を確認したところ、別の2名の通知表の一部も入れ替わっていたことが判明した。
②学校内の諸費徴収事務において、本来金額より多く徴収した。また、徴収業務の処理期限に追われていたことを理由として、決裁の体裁をとらず、口頭での引継ぎにて事務処理をしていた。

事案検証

①通知表など個人情報の印刷については、各学校で定められたマニュアルが存在しており、今回はマニュアルの理解不足と印刷物の複数でのチェックが欠けていたことに原因がある。また、12月に誤配付を認識していたにもかかわらず、その際に、配布したすべての通知表を確認することなく、内容の一部が入れ替わった通知表を速やかに回収できなかったことに問題がある。
②徴収金額は前年度から変更があったにもかかわらず、決裁を起案せずに、事務関係者が「前年と変わりないか」と口頭で確認したのみで事務を進めており、確認行為を怠っていた結果、このような事態に至った。

リスク対応策

①学校園における個人情報の誤配付については、減少傾向にあるが、引き続き校園長には各学校園における文書の引き継ぎについてのマニュアルを作成し、引き継ぎにあたってはダブルチェックを行うよう、確実に引き継ぎができるよう徹底した。
②本事案は、事務処理手順が整理できていなかったことが原因であったことから、マニュアルの整備を行うとともに、進行管理を徹底した。

令和8年度以降の取組方針

体罰・不適切指導事案、事務処理ミス、情報インシデント事案の未然防止は、教職員一人ひとりが、他人事ではなく、自分事として捉え、常に「自分もやってしまうかもしれない」という意識を醸成させていくことが重要である。

教育委員会は、研修機会の設定や、職場内研修に活用できる研修資料の提供等を逐次実施する。加えて、教育長及び教育次長が学校を訪問し校長等と面談を行うほか、教育委員会事務局と学校園長との人事評価面談、教育長と所属長、さらには所属長と所属職員や校園長と教職員との面談等を行う。

こうした中で、適正な事務執行に努めるとともに、風通しの良い環境づくりや関係づくりを進め、意思疎通や連携をしっかり図ることができる運営体制を構築する。

各論ごとの指標一覧　※[1]業者変更に伴い結果の表示方法が変更される可能性がある為、令和9年度の結果をもって目標値を設定する。
※[2]目標値は、令和8年度の実績値によっては変更の可能性がある。

各論	今後の取組の方向性	指標	目標値	実績値				
				R7	R8	R9	R10	R11
1-1	就学前教育の３つの柱の推進	市立幼稚園が含まれる校園所の連携状況	国が示す連携ステップ４に到達	2校園所				
1-2	市立幼稚園の運営体制整備							
1-3	個別最適な学び、協働的な学びの一体的な充実による確かな学力の育成	個々の課題に応じた学習の支援を行うことができているか（本市学力調査における最下位層の減少と最上位層の増加を前年度比で測定）	R9年度に設定※[1]	A層＋0.2 D層＋0.4				
		全国学力・学習状況調査における平均正答率	全国平均以上	▲0.8pt				
1-4	学びの基礎力・課題解決能力の育成	「自分にはよいところがある」、「自分のことが好きだ」と感じている児童生徒の割合（目標値は、初年度の結果を踏まえ設定）	小85%、中79%、高88% ※[2]	小80.2% 中73.9% 高83.0%				
		まわりの人の意見や考えを聞き、自分の意見や考えをさらに良いものにしようとしていると考える児童生徒の割合（目標値は、初年度の結果を踏まえ設定）	93%※[2]	小88% 中89% 高92%				
1-5	グローバルな人材を育成する外国語教育の更なる推進	外国語を身に付けたり、学んだりすることへの興味関心をもつ児童生徒の割合（目標値は、初年度の結果を踏まえ設定）	小80%、中67%、高65%※[2]	小75% 中62% 高60%				
1-6	運動・スポーツの習慣化と様々な健康課題を踏まえた健康教育の推進	新体力テストの合計点	小53pt以上、中44pt以上	小51.9pt 中40.9pt				
1-7	市立高等学校の特色化の推進と「社会に開かれた教育課程」の実現	この学校に入って良かったと答えた生徒の割合	90%以上	87%				

各論ごとの指標一覧　※[1]業者変更に伴い結果の表示方法が変更される可能性がある為、令和9年度の結果をもって目標値を設定する。
※[2]目標値は、令和8年度の実績値によっては変更の可能性がある。

各論	今後の取組の方向性	指標	目標値	実績値				
				R7	R8	R9	R10	R11
2-1	相談体制の質的・量的充実	困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合	小70%、中75% 以上	小67.2% 中74.2%				
2-5	共生社会の実現に向けた取組の推進	多文化共生支援員の派遣要請に対する派遣率	100%	100%				
3-1	実践的行動力を育成する人権教育の推進	人が困っているときは進んで助けていると考える児童生徒の割合	小95%、中92%	小93% 中88%				
3-2	学校教育活動全体を通じた豊かな心の育成	自分にはよいところがあると答えた児童生徒の割合	小・中ともに90%以上	小85.3% 中84.8%				
3-3	いじめ未然防止対策の充実	私たち（属している集団）はお互いを大切にして、安心して発言・行動（挑戦）ができると答えた児童生徒の割合（目標値は、初年度の結果を踏まえ設定）	92%※[2]	小89.0% 中87.5% 高91.5%				
3-4	尼崎への誇りと愛着の醸成	「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」に肯定的に答えた児童生徒の割合	小87%、中80%以上	小75.0% 中75.3%				

各論ごとの指標一覧　**※[1]業者変更に伴い結果の表示方法が変更される可能性がある為、令和9年度の結果をもって目標値を設定する。**
※[2]目標値は、令和8年度の実績値によっては変更の可能性がある。

各論	今後の取組の方向性	指標	目標値	実績値				
				R7	R8	R9	R10	R11
4-1	学校施設マネジメント計画の着実な推進と社会情勢の変化に応じた学校づくり	学校園におけるトイレの洋式便器化(屋外・体育館トイレ等を除く、校舎内トイレの洋便器化100%)	**95%**	76.8%				
		(改築校を除く)全学校園を対象とした照明LED化改修率	**100%**	54.2%				
4-2	安全・安心でおいしい給食の提供に向けた環境整備	小学校の給食調理室の空調整備率	**100%**	61.9%				
4-3	国の動向や社会情勢を踏まえたICT環境整備	全国学力・学習状況調査で「授業でPC・タブレットなどのICT機器を週3回以上使用している」と回答をした児童生徒の割合	**小・中ともに70%以上**	小70.1% 中73.4%				
4-4	個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けたICTの活用							
5-1	令和の日本型学校教育の実現に向けた教員の育成	研修で学んだことを今後の教育実践で試してみようと思うと回答した教職員の割合	**100%**	90.3%				
5-2	教員がやりがいを感じる環境づくり	ワーク・エンゲイジメントと職場の一体感に係る質問に肯定的な回答をした教職員の割合	**75%**	77.1%				
5-3	教員の働き方改革の推進	教員の時間外在校時間の削減(令和5年（2023年）度 小28.4時間/月、中36.3時間/月)	**▲20% ※令和5年度実績比**	小▲11% 中▲5%				

各論ごとの指標一覧　※[1]業者変更に伴い結果の表示方法が変更される可能性がある為、令和9年度の結果をもって目標値を設定する。
※[2]目標値は、令和8年度の実績値によっては変更の可能性がある。

各論	今後の取組の方向性	指標	目標値	実績値				
				R7	R8	R9	R10	R11
6-1	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進による「地域とともにある学校づくり」の実現	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動により、学校が抱える課題等の解決策が見いだせたと回答した学校の割合	60%	16.3%				
6-2	多様なスポーツ活動及び文化・芸術活動に関わることができる環境の確保	部活動が地域クラブに移行した割合	100%	27.2%				
7-2	歴史博物館の魅力向上と情報発信	歴史博物館年間来場者数	50,000人	46,277人				
7-3	図書サービス網のさらなる充実	市民1人あたりの貸出冊数	6.62冊	3.00冊				
7-4	健康ふれあい体育館等を中心としたスポーツに触れる機会の確保	健康を意識した運動やスポーツを行っている市民の割合	50%	42.4%				
		誘致大会観戦者及び市民スポーツ大会参加者数	81,000人	59,752人				
7-7	地域の歴史や図書等を通じた学習の支援の継続	教育普及事業の参加者延べ人数	3,120人	3,172人				
		図書館行事参加者数	12,000人	10,411人				

Ⅳ　総評

尼崎市教育振興審議会

・はじめに

令和７年度から第２次尼崎市教育振興基本計画がスタートし、各年度の取組については、成果指標も活用しながら、尼崎市教育振興審議会で点検・評価を行い、その結果を総評としてまとめることとしている。

令和８年７月９日に開催した令和８年度第１回尼崎市教育振興審議会での議論を踏まえ、令和７年度の取組に対し、以下のとおり各論ごとに総評する。

・各論１「学ぶ力と健やかな体の育成」

学力低位層（D 層）への支援として、AI ドリルの活用による個別最適な学びに加え、学習支援員の配置や放課後学習などに取り組んでいるところであるが、増加傾向が見られる特性のある児童生徒含め、一人ひとりに寄り添った「伴走型」の支援体制が重要である。また、D 層は家庭での学習時間が確保できない傾向にあるため、学校のなかでの学習時間を確保する施策を検討してほしい。

ICT 活用や読書力向上事業など、学校間で取り組みの差があるものは効果検証を進めていってほしい。

次の学習指導要領では社会との連携が重視される見込みである。小学校の段階から企業などの連携先を確保していくことが、市立高校の特色化にも繋がると考える。

・各論２「多様性と包摂性のある教育の推進」

就学相談件数が増加する中、保護者との丁寧な合意形成を図りつつ、長期的な視点での支援と、可能な限り通常級で共に学べる環境の整備が求められている。

日本語指導を必要とする児童生徒に対しては、デジタル翻訳機に頼るだけでなく、教育委員会による初期日本語指導の充実や、地域のボランティア等と連携した支援体制の構築が必要である。

・各論３「豊かな心の育成、いじめ防止」

校則の見直しに留まらず、学校運営全体へ児童生徒の参画を促すことが大切である。

地域社会活動を経験することによって、視野が広がり地域や社会を良くしたいという気持ちが芽生える。まずは地域活動への参加や、経験実績を成果指標に追加することも検討してほしい。

いじめ加害者がいる教室内で一斉にアンケートに回答するリスクを避けるため、QR コードを用いた自宅回答などの導入を検討いただきたい。

・各論４「教育環境の整備」

保護者提出書類は、子どもが多い家庭にとっては大変な負担。デジタル化の取組は評価する。

・各論５「教育の育成・勤務環境の整備」

教員のモチベーションを高めるため、他校の視察や業務改善につながる予算措置の必要性がある一方で、一生懸命になりすぎることによる健康リスクへの配慮も必要となる。

放課後学習に行政支援員を活用することによる教員の負担軽減や、保護者提出書類のデジタル化については働き方改革の観点から評価する。

中学校における部活動の地域展開については、学校ごとにやり方やタイミングがずれてくるので進捗推移を注視し、早期に効果検証を行うべき。

・各論６「学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実」

クラブ活動の完全地域移行に向けた受け皿（クラブ数）の確保を進める中で、会費負担によって参加できない子どもが出ないよう、困窮家庭への支援策を先行して提示する必要がある。

見守り活動等の高齢化・後継者不足が深刻な課題となっている。令和８年度新設の「地域協働局」を中心に、既存の自治会と NPO 等の新たな団体をつなぎ、担い手を発掘していく必要がある。

・各論７「市民の多様な学びと活動を支える機会の充実」

市報を読まない若年層（20 代等）への情報伝達が課題であり、SNS の活用や学校でのポスター・プリント配布など、強制的に目に触れるような広報の工夫が必要。

令和８年８月　教育振興審議会

（このページは白紙です）

令和 8 年度教育委員会事務点検・評価報告書
（令和 7 年度事業・取組）

発　　行　　令和 8 年 8 月
編集・発行　　尼崎市教育委員会事務局
〒661-0024
兵庫県尼崎市三反田町 1-1-1
電話 06-4950-5654
FAX 06-4950-5658

（参　考）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第２６条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

２　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たつては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。